

令和6年度
自己点検評価書

(対象期間：令和6年4月1日～令和7年3月31日)

※本文中の図表のデータは、令和6年5月1日現在のもの

広島都市学園大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	5
III. 自己評価(評価機構の定めに準じた基準)	10
基準 1. 使命・目的等	10
基準 2. 学生	14
基準 3. 教育課程	39
基準 4. 教員・職員	58
基準 5. 経営・管理と財務	67
基準 6. 内部質保証	74

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 広島都市学園大学の建学の精神

広島都市学園大学建学の精神

「心技一体」

広島都市学園大学は、学校法人古沢学園の一員として、本学園の建学の精神である「心技一体」の精神のもと、平成 21(2009)年 4 月に開学した。

本学の設置母体である古沢学園は、昭和 53(1978)年 4 月に創立者古澤敏昭によって広島市中区中島町において広島経営学院が開設されたことに始まる。昭和 62(1987)年 4 月には、学校法人古沢学園が創立され、その後、自動車工学、社会福祉、介護福祉、製菓などの分野の専門学校経営を通じて、社会に求められる即戦力となる人材を輩出してきた。

さらに、平成 21(2009)年には、医療従事者の人材不足の問題や高齢化社会の要請に応えるべく、新たに広島都市学園大学健康科学部看護学科が創立され、平成 25(2013)年には、リハビリテーション学科、平成 26(2014)年には、子ども教育学部子ども教育学科、平成 30(2018)年には大学院保健学研究科及び言語聴覚専攻科が増設されるなど、高等教育の充実が一層図られ、人材育成による社会貢献を果たしてきている。

本学園では、広島経営学院設立時より「心技一体」を建学の精神とし、知識及び技術・技能を習得し、精神的にも豊かで、健全なる身体を備えた若者の育成に努めてきた。心・技・体が一体となって三位渾然とした、幅広い知識と能力を身につけ、知識および技能を礎とし、博愛精神やヒューマニズムに満ちた慈愛をもち、共に協力して創造していく喜びと感動を追究し、飛躍につながる、たゆまぬ探究をする人材を育成していくことが、創立当初よりの変わらぬ目標である。本学も古沢学園の一員として、「心技一体」を建学の精神とし、全ての人に豊かな人生を送って欲しいと願い、生命の誕生から幼年期、少年期、青年期、壮年期を経て終末期(死を迎える)に至る人生の各過程において、博愛精神に満ち慈愛を持って人に関わっていくことのできる人材の育成に尽力している。

2. 広島都市学園大学の教育理念

広島都市学園大学の教育理念

「調和・啓発・創造」

本学の設置母体である古沢学園の教育理念は、「調和・啓発・創造」である。知識基盤社会において、日本国内はもとより国際的にも活躍していく人間は、個々の能力・人格を認め合う精神的調和のとれた人間でなくてはならない。そして精神的調和のとれた人間は、その能力・人格を自己啓発および相互啓発によりさらに高められ、「今日は昨日よりも、明日は今日よりも勝る」という確信をもとに成長を続け、先見性・創造性・独創性を備え判断力の優れた人間形成を成し遂げていくのである。古沢学園は、「調和・啓発・創造」を理念として掲げ、「心技一体」の建学の精神を一貫して教育してきた。

本学も古沢学園の一員として、これを継承し、開学当初から「調和・啓発・創造」を広島都市学園大学の教育理念としている。この教育理念に則り、教養と専門的な知識を研鑽することで自らの精神を整え、専門的な知識を基盤とした他者との交流や国際交流などをおして、お互いの能力や人格を認め合い、さらに、自らの能力や人間性を深めるために自己啓発、相互啓発により自立し、自己変革を遂げてゆくために、他者と協働し、創造していく人材の育成を目指している。広島都市学園大学は、今後もこの教育理念を堅持し実践していく。

3. 広島都市学園大学の使命・目的

広島都市学園大学の目的

本学は、「心技一体」という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。

本学の目的は、設置母体である古沢学園の建学の精神及び教育理念を基盤とし、「本学は、「心技一体」という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与することを目的とする。」（「広島都市学園大学学則」第1条）と定めている。

また、本学において養成を目指す人材像及び教育目標は以下の通りである。

＜養成を目指す人材像＞

- (1) 平和な心と豊かな人間性を持った人材
- (2) 実践能力に優れた人材
- (3) 時代の変化に合わせて地域社会・国際社会に貢献できる人材

＜教育目標＞

- (1) 慈愛ある社会人として、自律した幸せな人生を創出できる能力を培う。
- (2) 人間を広い領域から捉え人を愛する心と専門技術を統合できる能力を培う。
- (3) 未来の担い手として、専門知識と生命の尊厳や人間尊重を基本とする実践ができる能力を培う。
- (4) 将来専門職業人として、新たな価値を創造できる能力を培う。
- (5) 地域社会・国際社会と協働し、人々の健康生活のニーズや社会的ニーズに対応できる能力を培う。

研究目標としては、本学の目的に則り、「地域・日本社会だけでなく国際社会にも貢献する、保健・医療・福祉分野における研究を促進していくこと」を掲げている。国際的に研究をリードする研究者を揃えるため、そのような研究者を育てていくために、平成30(2018)年4月に大学院修士課程を設置する等、研究環境の整備に努めてきた。また今後は大学院博士後期課程の設置も視野に現在、準備を進めている。

4. 広島都市学園大学の個性・特色

広島都市学園大学の個性・特色

「開かれた大学づくり」

「医療・福祉・教育分野での地域社会への貢献」

本学は平成 21(2009)年 4 月に広島県広島市南区宇品西五丁目に健康科学部看護学科を有する大学として開学した。宇品キャンパスがある宇品地区は、人口約 118 万人(令和 6(2024)年 4 月現在)の広島市(政令指定都市)の中心に位置し、宇品港を中心とした古くからの港町に加えて、埋立地を中心にここ数年間で大型商業施設、ホテル、高層マンションなどが急増し、目覚ましく発展している地域である。

本学は、この好立地環境を活かした“開かれた大学づくり”により、少子高齢社会における「医療」「福祉」「教育」の“知の拠点”として地域社会の発展に貢献していくことを目指している。また“開かれた大学”として地域に根付いていく中で、学生が学内での学習だけでなく地域住民との豊かな人間関係の形成をはかることを促すことにより、本学の目指している豊かな心と幅広い知識・技能を身に付けた実践的人材の育成とともに地域の更なる活性化に貢献できると考えている。

健康科学部では、看護学科、リハビリテーション学科それぞれにおいて、開かれた大学づくりの取り組みとして、地域住民対象の健康セミナーの開催や各学科が所在する地域の公民館主催による公開講座への教員の講師派遣等を通じて地域住民の健康づくりに寄与してきている。

平成 26(2014)年度に開設した子ども教育学部子ども教育学科では、開設 2 年目から附属施設として「こどもケアセンター」を設置、運営している。「こどもケアセンター」では、現場経験の豊かな教員が中心になって、子育て親子の交流、子育ての学習や気軽な相談活動など、宇品地区とのネットワークを作り、大学のもつ専門性を地域に開放し、地域貢献活動を進めている。また、「こどもケアセンター」は、今後継続的に、「こどもケア」の研究拠点として、時代とともに変化する社会の新たなニーズに応じた「ケア」について探究し、その研究成果を人材養成並びに地域に還元していく役割を担うことを目指している。

平成 30(2018)年度には言語聴覚専攻科を開設したが、開設と同時に言語聴覚研究所を併設し、研究所内に相談室を設けた。相談室では、言語聴覚士が、主に近隣の子育て世代を対象に、就学前の子どもの言語・コミュニケーションに関する相談を受けて、必要に応じて訓練などの支援を行っている。

また、先述の通り、宇品キャンパスが所在する宇品地区は、新築マンションの急増に伴う子育て世代の増加による保育ニーズが急激に高まっている。その対応として、本学宇品キャンパスの敷地内に大学附属の保育園を令和 2(2020)年 4 月より開設し、近隣地域の待機児童解消の一翼を担うことで、地域の持続的発展に貢献できるよう努めている。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革

昭和 53(1978)年 4 月に創立者古澤敏昭によって広島市中区中島町において広島経営学院が開設され、その翌年 4 月に広島経営学院専門学校が設置された。昭和 62(1987)年 4 月には、学校法人古沢学園が創立され、その後、自動車工学、社会福祉、介護福祉、製菓などの分野の専門学校経営を通じて、社会に求められる即戦力となる人材を輩出してきた。

さらに、平成 21(2009)年には、医療従事者の人材不足の問題や高齢化社会の要請に応えるべく、新たに広島都市学園大学健康科学部看護学科が創立され、平成 25(2013)年には、リハビリテーション学科、平成 26(2014)年には、子ども教育学部子ども教育学科、平成 30(2018)年には大学院保健学研究科及び言語聴覚専攻科が増設されるなど、高等教育の充実が一層図られ、人材育成による社会貢献を果たしてきている。

本学園では、広島経営学院設立時より「心技一体」を建学の精神とし、知識及び技術・技能を習得し、精神的にも豊かで、健全なる身体を備えた若者の育成に努めてきた。心・技・体が一体となって三位渾然とした、幅広い知識と能力を身につけ、博愛精神や人間愛に満ちた慈愛をもち、共に協力して創造していく喜びと感動を求めて、たゆまぬ努力を惜しまない人材を輩出していくことが、創立当初よりの変わらぬ目標である。

本学園の教育理念は、「調和・啓発・創造」に集約される。知識基盤社会において、日本国内はもとより国際的にも活躍していく人間は、個々の能力・人格を認め合う精神的調和のとれた人間でなくてはならない。そして精神的調和のとれた人間は、その能力・人格を自己啓発および相互啓発によりさらに高められ、「今日は昨日よりも、明日は今日よりも勝る」という確信をもとに成長を続け、先見性・創造性・独創性を備え判断力の優れた人間形成を成し遂げていくのである。古沢学園は、「調和・啓発・創造」を理念として掲げ、「心技一体」の建学の精神を一貫して教育してきている。

現在本学園は、平成 21(2009)年に開学した広島都市学園大学健康科学部看護学科(学年定員 100 名、総定員 400 名)、平成 25(2013)年に開設した同学部リハビリテーション学科(理学療法学専攻 60 名、作業療法学専攻 40 名、総定員 400 名)、平成 26(2014)年に開設した子ども教育学部子ども教育学科(学年定員 78 名、総定員 312 名)、平成 30(2018)年に開設した大学院保健学研究科保健学専攻(修士課程)(定員 10 名、総定員 20 名)、並びに言語聴覚専攻科(学年定員 40 名、総定員 80 名)および 6 校の専門学校を運営している。これにより、商業、工業、文化教養、教育・社会福祉、衛生、医療など多方面からの社会的ニーズに応える人材養成を行っている。本学園が設置するいずれの学校においても共通して、学生が幅広い知識と高い能力を身につけ、深い専門知識と技術を応用して新たな価値を創造する能力を高めるとともに、博愛精神やヒューマニズムを有する人材として育つことを目指している。そして、建学の精神「心技一体」の下、健全な身体と思想をもち合わせた人間性豊かな人材を養成することを通じて社会貢献を果たすべく邁進している。

なお、本学の主たる沿革は、次の通りである。

学校法人 古沢学園 の沿革

昭和49年	千代田経営研究所付属の経営教室として発足
昭和53年	広島経営学院と称し、専門学校として認可される
昭和54年	広島経営学院専門学校と改称する
昭和62年	広島経営学院専門学校1号館 校舎完成 学校法人として認可される
昭和63年	広島工学院専門学校1号館 校舎完成
平成元年	広島工学院専門学校 開校 広島工学院専門学校（自動車工学科）が運輸大臣指定校2級ガソリン・ジーゼル自動車整備士養成施設〔実技試験免除〕となる
平成2年	広島工学院専門学校1号館 増築 広島工学院専門学校（建築工学科）が広島県認定二級・木造建築士受験資格認定校〔実務経験1年〕となる
平成3年	広島経営学院専門学校が労働大臣指定教育訓練校となる 広島経営学院専門学校2号館（情報教育センター）校舎完成
平成4年	広島工学院専門学校2号館 校舎完成 広島経営学院専門学校が実務教育出版と提携する 広島経営学院専門学校が通産省情報化人材育成連携機関委託校となる
平成5年	広島工学院専門学校（電気・電子工学科）が郵政大臣認定校工事担任者アナログ・デジタル総合種養成施設〔基礎免除〕となる
平成6年	広島健康福祉技術専門学校 校舎完成
平成7年	広島健康福祉技術専門学校 開校 広島健康福祉技術専門学校（介護福祉士科）が厚生大臣指定介護福祉士養成施設（国家試験免除）となる 広島経営情報ビジネス専門学校 校舎完成 広島工学院専門学校西風新都校 校舎完成
平成8年	広島工学院専門学校（建築工学科）が広島県認定二級・木造建築士受験資格認定校〔実務経験0年〕、通産省認定1級建築施工管理技士受験資格認定校〔実務経験5年〕、通産省認定2級建築施工管理技士受験資格認定校〔実務経験2年〕となる 広島工学院専門学校（電気・電子工学科）が通産省指定校第2種電気工事士〔学科・実技とも免除〕となる 広島経営情報ビジネス専門学校 開校 広島工学院専門学校西風新都校 開校 広島工学院専門学校西風新都校（電気・電子工学科）が郵政大臣認定校工事担任者アナログ・デジタル総合種養成施設〔実技試験免除〕となる 広島工学院専門学校西風新都校（自動車整備工学科）が運輸大臣指定校2級ガソリン・ジーゼル自動車整備士養成施設〔実技試験免除〕となる
平成9年	広島工学院専門学校（建築工学科）が建設省認定1級建築士受験資格認定校〔実務経験4年〕となる 広島工学院専門学校西風新都校（土木測量工学科）が建設省認定1級土木施工管理技士受験資格認定校〔実務経験5年〕となる 広島工学院専門学校西風新都校（土木測量工学科）が建設省認定2級土木施工管理技士受験資格認定校〔実務経験2年〕となる
平成10年	広島工学院専門学校西風新都校（土木測量工学科）が通産省指定校火薬類取扱保安責任者指定校〔火薬学免除〕となる 広島工学院専門学校（電気・電子工学科）が建設省認定1級電気施工管理技士受験資格認定校〔実務経験5年〕となる 広島工学院専門学校（電気・電子工学科）が建設省認定2級電気施工管理技士受験資格認定校〔実務経験2年〕となる 広島工学院専門学校（土木測量工学科）が建設省認定1級造園施工管理技士受験資格認定校〔実務経験5年〕となる 広島工学院専門学校（土木測量工学科）が建設省認定2級造園施工管理技士受験資格認定校〔実務経験2年〕となる

広島都市学園大学

平成11年	広島工学院専門学校（自動車整備工学科を除く学科）と広島工学院専門学校西風新都校を合併し、広島工学院専門学校となる なお、広島工学院専門学校 自動車整備工学科は広島自動車整備専門学校へと校名変更 広島工学院専門学校が、郵政省認定工事担任者アナログ・デジタル総合種養成施設〔試験免除〕となる 広島医療保健専門学校 校舎完成 広島製菓専門学校 校舎完成
平成12年	広島医療保健専門学校 開校 広島医療保健専門学校（理学療法学科・作業療法学科）が厚生労働大臣指定理学療法士、作業療法士養成施設となる 広島製菓専門学校 開校 広島製菓専門学校（洋菓子科・製菓衛生師科）が厚生労働大臣指定製菓衛生師養成施設となる
平成14年	広島医療保健専門学校（精神保健福祉学科）が厚生労働大臣指定精神保健福祉士一般養成施設となる
平成15年	広島経営情報ビジネス専門学校を広島工学院専門学校へ統合する
平成17年	広島自動車整備専門学校（一級自動車整備学科）が国土交通省指定1種小型整備自動車整備士養成施設〔実技試験免除〕となる
平成18年	広島医療保健専門学校（保育介護福祉学科）が厚生労働大臣指定介護福祉士養成施設〔国家試験免除〕となる 広島健康福祉技術専門学校（社会福祉学科）が厚生労働大臣指定社会福祉士養成施設となる 広島工学院専門学校が（一級自動車整備学科）が国土交通省指定校1級小型整備自動車整備士〔実技試験免除〕となる 広島工学院専門学校を専門学校 広島工学院大学校へと校名変更 広島自動車整備専門学校を専門学校 広島自動車大学校へと校名変更
平成19年	専門学校 広島工学院大学校 電気・デジタル通信学科が総務省認定工事担任者AI・DD総合種〔実技試験免除〕となる
平成20年	広島医療保健専門学校（精神保健福祉学科 通信課程）が厚生労働大臣指定精神保健福祉士短期・一般養成施設となる 広島経営学院専門学校を広島 Law&Business 専門学校へと校名変更 広島健康福祉技術専門学校を専門学校 福祉リソースカレッジ広島へと校名変更
平成21年	広島医療保健専門学校（社会福祉学科）が厚生労働大臣指定社会福祉士一般養成施設となる。
平成25年	広島都市学園大学開学 健康科学部看護学科開設
平成26年	健康科学部リハビリテーション学科開設
平成28年	子ども教育学部子ども教育学科開設
平成30年	広島製菓専門学校 新校舎移転（広島市中区加古町）
令和2年	広島都市学園大学大学院 保健学研究科開設 専攻科 言語聴覚専攻科開設
令和3年	広島医療保健専門学校（精神保健福祉学科 昼間課程）、（精神保健福祉学科通信課程 短期・一般養成施設）並びに（社会福祉学科 通信課程 一般養成施設）を専門学校 福祉リソースカレッジ広島へ移転
令和6年	専門学校 福祉リソースカレッジ広島（精神保健福祉学科 昼間課程）並びに精神保健福祉学科 通信課程 短期・一般養成施設が広島県知事指定精神保健福祉士養成施設へ、（社会福祉学科 通信課程）が広島県知事指定社会福祉士一般養成施設となる
令和2年	広島都市学園大学附属保育園 開園
令和3年	広島都市学園大学子ども教育学部子ども教育学科 特別支援教育コース増設
令和6年	広島都市学園大学子ども教育学部子ども教育学科 ジュニアスポーツ教育コース増設

2. 本学の現況

・大学名

広島都市学園大学

・所在地

宇品キャンパス	広島県広島市南区宇品西 5-13-18
西風新都キャンパス	広島県広島市安佐南区大塚東 3-2-1

・学部構成

健康科学部	看護学科
	リハビリテーション学科
子ども教育学部	子ども教育学科

(広島都市学園大学大学院)

保健学研究科	保健学専攻(修士課程)
--------	-------------

(専攻科)

言語聴覚専攻科

広島都市学園大学

・学生数、教員数、職員数(令和6年5月1日時点)

(学部・学生数)

健康科学部	看護学科	361 人
	リハビリテーション学科	327 人
子ども教育学部	子ども教育学科	158 人

(大学院・学生数)

保健学研究科	保健学専攻	2 人
--------	-------	-----

(専攻科・学生数)

言語聴覚専攻科	18 人
---------	------

(教員数)※言語聴覚専攻科教員も含む

教授	29 人
准教授	22 人
講師	13 人
助教	13 人
計	77 人
助手	0 人

(職員数)

正職員	30 人
嘱託	0 人
パート(アルバイト含む)	3 人
派遣	0 人
計	33 人

Ⅲ. 自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2) 1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

「幅広い知識と能力を身につけ、知識および技能を礎とし、博愛精神やヒューマニズムに満ちた慈愛をもち、共に協力して創造していく喜びと感動を追求し、飛躍につながる、たゆまぬ研究をする人材を育成していく。」との考えから、本学の建学の精神を「心技一体」と定め、現在まで受け継いでいる。この建学の精神に基づき、本学の使命及び目的、並びに教育目標は学則に明確に定めている。「心技一体」の精神及び使命・目的のもとに策定された「知識、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域及び国際社会の発展に寄与する。」という教育目標を実現するため、ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針、卒業時の達成目標)並びにカリキュラム・ポリシー(教育課程編成・実施の方針)を構築し、基礎と臨床の統合型カリキュラムを編成している。また、「心技一体」の精神は、アドミッション・ポリシー(入学者受入れの方針)にも明確に反映しており、求める人材像を呈示している。本学の「建学の精神」並びに「三つのポリシー」は、本学ホームページを通じて公表する一方、「大学案内パンフレット」「学生便覧」等にも掲載することで明示している。また、教職員の入職時に配付する「新任教職員の手引き」において、本学の「建学の精神」「使命・目的」並びに「三つのポリシー」を明示することで、教職員に周知している。

1-1-② 簡潔な文章化

本学の「建学の精神」「使命・目的」並びに「教育目標」は、具体的かつ簡潔な表現で文章化し学則に定めている。これに加え学部・学科ごと、研究科ごとの教育研究上の目的を学則に定めている。さらに、これらを「学生便覧」「新任教職員の手引き」に掲載することにより、学生および教職員の理解を高めている。

1-1-③ 個性・特色の明示

先述の通り、本学は、「心技一体」の精神のもと、「知識、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域及び国際社会の発展に寄与する。」という教育目標を基調としている。これらは、学則に明示するとともに、各学科、研究科並びに専攻科の「アドミッション・ポリシー」「カリキュ

ラム・ポリシー」「ディプロマ・ポリシー」いわゆる「三つのポリシー」にも具体的に明示し、「学生便覧」を通じて学生、教職員に周知している。

本学の目指す人材像について、初年次からの意識付けを目的とし、全学科において1年次の必修科目として「建学の精神」を配置し、本学創業者自らが講義を行っている。またそれと連動した授業科目として全学科1年次・2年次対象の「コミュニケーション技法」を必修科目で配置している。これら2科目を通じて、本学の建学の精神・理念を学ぶとともに、人間としての基本的な生活習慣の形成や幅広い人間関係のあり方、コミュニケーションの大切さ、人への思いやり、責任感、行動力などの豊かな人間性を涵養することが本学の個性・特色となっている。

1-1-④ 変化への対応

本学の使命・目的及び教育目標は、『心技一体』という建学の精神に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知識、道徳的及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域及び国際社会の発展に寄与することである。これは社会情勢への変化に対して、普遍的に対応し得るものであるが、これを具体化した三つのポリシーは、社会の変化の状況によって、変わり得ると考える。本学では社会の動向を注視しながら検討し、3学科において、令和3(2021)年度に、三つのポリシー並びに教育課程の見直しを行った。

また、時代の変化に即応するため、建学の精神および教育理念を踏まえ、令和6(2024)年度開始の第三次中期事業計画を策定した。

(3) 1-1 の改善・向上方策(将来計画)

引き続き、使命・目的及び教育目的の具体性と明確性、簡潔な文章化を維持し、社会情勢や社会の要請に基づき、必要に応じ教育目的の適合性などを多様な方法を用い、全学的に見直しを図っていく。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2) 1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則において、本学の「教育研究上の目的」並びに各学部・学科等の「教育研究上の目的」を定めている。これらを基に、全学並びに各学部等の三つのポリシーが策定されてい

る。これらの策定・見直しにあたっては、教育職員で組織する学科教員会議やワークショップ等で議論がなされ、学部教授会で審議を経たうえで学長決裁を行った後、理事会の承認を得るものとしている。これらのプロセスには、役員、教育職員のほか事務職員がそれぞれの役職に応じた段階で参画している。

1-2-② 学内外への周知

大学の建学の精神「心技一体」はホームページや大学案内パンフレットに掲載し、学内外に周知している。学生へは、入学式での総長・学長挨拶で説明され、初年次の必修科目「建学の精神」「コミュニケーション技法」における大学創業者による講話を通じて理解を深めている。教職員へは、年頭の挨拶並びに年度初めの挨拶(辞令交付式)の年2回、総長・学長が建学の精神を踏まえたその年度の課題について説明を行うことで、理解と支持を得ている。

1-2-③ 中長期的な計画への反映

使命・目的、教育目的等の中長期的な計画への反映という点に関しては、中長期的な事業展開の一環として、これまで設置してきた学部・学科等すべてにおいて本学の使命・目的及び教育目的を具体化したものである。例えば、平成30(2018)年度に開設した大学院保健学研究科における設置趣旨は大学の使命・目的、教育目的等に沿った内容となっている。

一方、内部質保証の始点とも言うべき中期計画については、令和5(2023)年度において、第二次中期計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)の進捗状況等について検証を行い、第三次中期目標・中期計画を1年前倒しで策定した。第三次中期目標・中期計画は、法人の環境分析、現状分析をはじめとし、具体的な目標を策定し、その目標を達成するための計画となっている。

策定した第三次中期目標・中期計画は、令和6(2024)年4月1日に開催した全体教職員会議において、第三次中期事業計画の概要と5年後に目指す大学像、ならびにそれを実現するための目標・施策を説明し、全教職員に共有した。

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学では、大学全体の三つのポリシーに加え、各学科、研究科、専攻科においてそれぞれ三つのポリシーを定めている。これら三つのポリシーは、本学の建学の精神並びに使命・目的を第三者が分かりやすいように具体化したものとなっている。三つのポリシーは、令和3(2021)年度において、社会の動向を注視しつつ、建学の精神等も踏まえ、3学部間で整合性を図りながら見直しを行い、改正は令和4(2022)年度から施行した。

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

大学学則等に規定する目的及び使命等を踏まえ、2学部1研究科1専攻科の教育組織を設置している。本学では、大学部長会、学部教授会、大学院保健学研究科委員会、学科教員会議、学科教務委員会、学科国家試験対策委員会など教育に係る事項を審議する委員会を設置している。大学における連絡調整機関である大学部長会において、各学部等並びに事務局の役職者が委員として出席または陪席し、学部間の意思疎通が図られており、全学

的に教育研究組織の構成と整合性はとれていると考える。

(3)1-2 の改善・向上方策(将来計画)

建学の精神をはじめ、目的等については、学内外における理解及び支持を得ており、学内外への公表についても十分に行っている。また、三つのポリシーを、これらの目的等に沿って策定している。現在、高等教育機関において必要なことは、社会の変化に柔軟に対応して変革できる体制である。その体制に求められる要素は、変革に対して全構成員が同じベクトルを向いて活動していくための学内コンセンサスの仕組みであり、大学部長会、学部教授会、大学院保健学研究科委員会、各種委員会及び事務組織が、それぞれの役割の中で、効果的に機能するよう、継続的な点検・評価と的確な情報発信を行っている。

今後は、第三次中期事業目標・計画に基づき、変革に向けた学内コンセンサス形成の基盤を強化するとともに、迅速かつ透明性の高い情報発信体制を整備する。

【基準1の自己評価】

本学の建学の精神、使命・目的及び教育目的は、明確に定められ、学内外に周知されている。「心技一体」の建学の精神は、現在まで脈々と受け継がれ、社会の要請や時代の変化に応じた教育研究活動を推進している。

以上のことから基準1「使命・目的等」の基準は満たしているものと判断する。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

基準項目 2-1 を満たしている。

(2) 2-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

大学の使命・目的、学科、研究科、専攻科ごと教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを学生募集要項において明記している。そのうえで、本学の広報担当職員および教員による高校訪問や高校でのガイダンス、教員による出前講義やオープンキャンパス、高校教員に向けての大学説明会その他の広報活動を通じて、高校教職員、受験生、保証人に対し、本学のアドミッション・ポリシーを理解していただくよう周知を図っている。さらに、学生便覧、大学ホームページにも掲載することで、在学生はもとより、幅広い層への周知も図っている。

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

【学部】

入学試験委員会を中心とした試験実施本部により、入学者選抜の実施・運営を行っており、各入学者選抜の実施要項を作成するとともに、事前に教職員に対する入試説明を行うなど、「入学者受入れの方針」に沿った入学者選抜の組織が整備され、公正かつ厳格な実施体制の下に入学者選抜を行っている。また、入試問題の作成は、入学試験委員会が中心となって、相互点検・校正等の作業を実施する体制をとっている。また、総合型入試および学校推薦入試においては、面接の中で建学の精神に共感し、アドミッション・ポリシーに合致した学生かを判断している。

【研究科】

保健学研究科の入学者選抜については、第1回(9月)、第2回(2月)、第3回(3月)の3回を実施している。出願にあたっては、志望分野の担当教員との事前相談を求め、一般選抜入学試験では、外国語科目〔英語〕、小論文〔各志望領域に関わるテーマ〕、面接及び志望理由書をふまえて総合的に可否を判定し選抜している。社会人選抜入学試験については、小論文〔各志望領域に関わるテーマ〕、面接及び研究計画書等をふまえて総合的に可否を判定し選抜している。志願者は、志望領域に関連した職業に就いているケースがほとんどである。そのため、長期履修制度について、入試説明会等において積極的に説明を行うことに努めている。

【専攻科】

専攻科の入学試験区分については、「総合型選抜入学試験」、「一般選抜入学試験」、「特別

選抜入学試験」の3種類を実施している。

「総合型選抜入学試験」では、出願時に提出するエントリーシート(志望動機、言語聴覚士の仕事・役割、目指す言語聴覚士像を記述)により、アドミッション・ポリシーに掲げる本学の「心技一体」という建学の精神に共感し、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる言語聴覚士を目指す人材であるか、また、大学卒業程度以上の基礎学力(文章読解力、文章作成能力、論理的思考)を有しているかを判断している。さらに面接により、自分の考えを積極的に口頭で表現でき、他者と良好なコミュニケーションを取れる人材であるか、生涯にわたって、複雑で多様な障害をとりまく問題への関心と、解決していこうとする意欲をもち、自らを磨き続けることができる人材であるかを評価している。「一般選抜入学試験」においても同様に小論文、面接により判断をしている。

「特別選抜入学試験」については、指定の医療系資格の有資格者が対象となっており、既に医療人としての素養は備わっていると窺えることから、面接による評価としている。

なお、専攻科は4年制大学卒業者を対象とする2年制課程であることから、志願者には社会人(在職者)も多くいるため、オープンキャンパスや説明会等で、本学が目指す言語聴覚士の養成について詳細に説明し、その後、個人相談の時間を設けることで、入学後に齟齬がないよう努めている。

これらのことから、アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れが実施できていると判断する。その検証については、言語聴覚専攻科教員と入試広報課を中心に実施している。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・大学入学共通テスト利用選抜・社会人特別選抜や、子ども教育学部における3年次編入学試験、大学院の各選抜方法の多様化や試験日の複数設定など、入学希望者の志願方法選択肢を広げることで、多様な学生の受入れに努めている。

【学部】

過去5年間の入学定員と入学者及び入学定員充足率の推移を表2-1-1に示す。過去4年間の学士課程における全学の入学定員充足率(平均比率)は81%となっている。入学者数については学部間の偏りがあり、健康科学部においては、入学定員充足率(平均比率)は93%である一方、子ども教育学部子ども教育学科は約50%で推移し、入学定員未充足の状況は改善されていない。従来から学生募集及び広報活動は、大学運営における重要事項の一つとして位置づけており、入試広報課、子ども教育学科広報委員会が密に連携し、効果的な学生募集・広報活動に関する情報交換や具体的な方策の検討をしている。特に令和5(2023)年12月に「臨時広報戦略会議」を開催し、本会議での検討内容を踏まえ、各学部で広報戦略を見直し、令和6(2024)年度は、オープンキャンパスの動員を大幅に増加させるべく、オープンキャンパスの内容の充実を図った結果、参加者数は前年度の約1.4倍に増加した。特に、子ども教育学部においては、ジュニアスポーツ教育コースの開設やそれに伴う宇品キャンパスの人工芝グラウンドの完備等も相まって、オープンキャンパスへの参加者数が明らかに増加した。入試の志願者数も例年以上となっており、入学者確保に向けて成果が表

れつつある。

【看護学科・リハビリテーション学科】

看護学科・リハビリテーション学科では、令和 5(2023)年度末に、広報委員会の体制を強化し、オープンキャンパスを改善する計画を立てた。具体的には、オープンキャンパスで当学科の在學生と高校生とが触れ合う機会を増やし、大学での学びや学生生活について学生の目線から高校生に伝えるとともに高校生の素朴な疑問や関心事を学生の目線で答える機会を作るなどである。加えて、本学での学びの魅力を効果的に伝えるために、体験型のイベントを増やすこと、また、これらの企画が高校生やその保護者、高校教員に効果的に伝わるような広報を工夫することなどである。これらを、令和 6(2024)年度以降に実施した。来場者からは、「各学科専攻の理解が深まった」や「大学や教員・学生の雰囲気がよく分かった」との声が多く上がり、結果として、オープンキャンパス参加者は、前年度より増加する等一定の効果を得ることができたと判断している。引き続き、これらを実施し、分析を重ねて向上に努める。また、参加者数の増加率等を分析するなど効果を検討する予定である。

【子ども教育学科】

子ども教育学科では、オープンキャンパスの様子や学部ニュースを大学ホームページで毎月情報発信するほか、高校への出前講義やガイダンスなどを通して広報活動を展開している。

令和 6(2024)年度においては、オープンキャンパスが従来の学部ごとの開催方式から、宇品キャンパスの2学部2学科が合同開催するスタイルとした。参加者には自由に学内の施設設備を見てもらい、本学科の専門性や教員・学生の人となりにつれ、大学での学びや学生生活に向けた理解を深められるような模擬授業や企画・イベントを用意して、自由に参加・体験してもらった。学生カフェも、学科についての疑問や関心を気軽に在學生と話すことができたこと、高校生や保護者から好評であった。

令和 6(2024)年度の子ども教育学部へのオープンキャンパス参加者数(保護者含)は、253名と大幅に増加した。令和 6(2024)年度に新設されたジュニアスポーツ教育コースへの関心が大きいことが推察される。

令和 7(2025)年度は、例年以上に、体験型授業の種類を増やし、これまでの学部企画(ピアノ体験、造形体験、幼児とふれあう体験、保育士体験など)の他にも、新しい企画・イベントを用意し、オープンキャンパスの更なる強化を図っていく予定である。また、月ごとの行事や普段の講義風景等を伝える学部ニュースの毎月更新を継続し、情報発信を充実させていく計画である。

表 2-1-1 学部入学人数の推移

(単位：人)

学部名	学科名	項目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	入学定員に対する平均比率
健康科学部	看護学科	入学者数(A)	94	110	103	92	69	94%
		入学定員(B)	100	100	100	100	100	
		入学定員充足率(A/B)	94%	110%	103%	92%	69%	
	リハビリテーション学科 (理学)	入学者数(C)	74	75	78	64	55	115%
		入学定員(D)	60	60	60	60	60	
		入学定員充足率(C/D)	123%	125%	130%	107%	92%	
	リハビリテーション学科 (作業)	入学者数(E)	28	29	23	19	17	58%
		入学定員(F)	40	40	40	40	40	
		入学定員充足率(E/F)	70%	73%	58%	48%	43%	
	リハビリテーション学科 計	入学者数(G)	102	104	101	83	72	92%
		入学定員(H)	100	100	100	100	100	
		入学定員充足率(G/H)	102%	104%	101%	83%	72%	
健康科学部計		入学者数(I)	196	214	204	175	141	93%
		入学定員(J)	200	200	200	200	200	
		入学定員充足率(I/J)	98%	107%	102%	88%	71%	
子ども教育部	子ども教育学科	入学者数(K)	39	40	41	41	39	51%
		入学定員(L)	78	78	78	78	78	
		入学定員充足率(K/L)	50%	51%	53%	53%	50%	
子ども教育学部計		入学者数(M)	39	40	41	41	39	51%
		入学定員(N)	78	78	78	78	78	
		入学定員充足率(M/N)	50%	51%	53%	53%	50%	
合 計		入学者数(O)	235	254	245	216	180	81%
		入学定員(P)	278	278	278	278	278	
		入学定員充足率(O/P)	85%	91%	88%	78%	65%	

【研究科】

大学院については、慢性的な入学定員未充足の状況が続いている(表 2-1-2 参照)。入試広報課と保健学研究科が連携し、要因分析を行った結果、その要因について、内部進学者並びに本学卒業生の入学人数が低調に推移していることが影響していると判断し、その改善策として、令和 4(2022)年度から本学卒業生(本学園が運営するグループ校の卒業生も含む)を対象とした給付型奨学金制度を新設した。今後はその効果が期待される。

表 2-1-2 大学院入学者数の推移

(単位：人)

研究 科 名	専 攻 名	項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	入学定 員に対 する平 均比率
保健学	保健学	入学者数(A)	2	3	2	1	2	20%
		入学定員(B)	10	10	10	10	10	
		入学定員充足率 (A/B)	20%	30%	20%	10%	20%	
合 計		入学者数(C)	2	3	2	1	2	20%
		入学定員(D)	10	10	10	10	10	
		入学定員充足率 (C/D)	20%	30%	20%	10%	20%	

【専攻科】

専攻科については、入学定員を満たしていない状況が続いており、志願者の増加が喫緊の課題である(表 2-1-3 参照)。志願者を増やす独自の取組みとして、Instagram への投稿など Web 広告活動、独自のホームページとブログの作成を行っている。また、在学生が大学時に所属していたゼミ室への訪問、周辺大学やハローワークへの訪問を継続的に実施している。言語聴覚士の仕事や言語聴覚専攻科について知名度を高めるため、毎年、一般市民に向けた公開講座の実施や、中国新聞への記事の掲載、RCC ラジオへの出演、Instagram 広告への掲載、郵便局へのポスター掲示やパンフレット配置を行っている。令和 6(2024)年度については、これまでの志願者や公開講座への参加者を分析した結果、市内の保育士や小学校教諭などへの広報活動に加え、県外からの問い合わせに対し遠隔での説明会対応などを推進し、これまでより広く本学専攻科および言語聴覚士の知名度向上、広報活動に繋げた。また、過去に開催したオープンキャンパス・説明会の参加者や資料請求者へ、入試や説明会の随時開催についてメール送信(資料送付)を実施した。

令和 7(2025)年度は、人材不足や大学新卒者への好調な求人状況に鑑み、大学新卒者だけでなく転職者への広報を目的とし「適職フェア」へのブース出展を継続する計画をしている。一方、引き続き言語聴覚士の知名度向上とオープンキャンパスへの誘導による受験者数増加も図っていく。令和 6(2024)年 10 月には、「専門実践教育訓練給付金制度」指定講座に再指定され、令和 7(2025)入学者の経済的問題解決を図り積極的に入学者確保に努める。

これらの取組みを継続・検証し、今後も広報戦略の立案に活用していく方針である。

表 2-1-3 専攻科入学者数の推移

(単位：人)

専攻科名	項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	入学定員に対する平均比率
言語聴覚専攻科	入学者数(A)	11	9	6	12	7	23%
	入学定員(B)	40	40	40	40	40	
	入学定員充足率(A/B)	28%	23%	15%	30%	18%	
合 計	入学者数(C)	11	9	6	12	7	23%
	入学定員(D)	40	40	40	40	40	
	入学定員充足率(C/D)	28%	23%	15%	30%	18%	

(3)2-1 の改善・向上方策(将来計画)

アドミッション・ポリシーについては、引き続き大学案内、学生募集要項、大学ホームページ等に明示しつつ、オープンキャンパスや出前講義、公開講座の他、参加者数を限定したキャンパス見学会等、受験生と接する機会を積極的に利用し、広く周知するよう努める。さらにアドミッション・ポリシーに沿った方法により適切に運用できているか検証を重ねていくよう努め、全てのステークホルダーに対して、よりの確に周知できるよう工夫を行う。

また、入学者の確保については、引き続き大学部長会等で全学的な戦略を論議し、それに基づき、入試広報課と学科、研究科、専攻科がより密に連携しながら広報活動の強化を図り、入学定員の充足に努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1)2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2)2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

＜入学前教育・リメディアル教育＞

本学は、全学的に、入学前からの学修支援体制の構築を図っている。具体的な支援内容を以下に示す。

(HCUe ラーニング)

本学は、入学前より、国語、数学、英語、理科、社会の5教科の基礎・基本を効率よく学び直すことができるe-Learning 学習教材「ラインズドリル HCUe ラーニング」を導入している。

入学予定者全員に対し、基礎学力を身に付けさせるべく、入試広報課職員が「HCUe ラーニング ベーシック」の受講を促し、受講中においては、各学科学修支援室の教員が学習状況をモニタリングし、その情報を学科で共有し、入学後の指導に活かしている。入学後は、各学科の学修支援室の教員が中心となって、リメディアル教育を実施している。

1年次は主に入学前の教材(「HCUe ラーニング ベーシック」)を引き続き活用し、基礎学力を強化、2年次以降は、キャリアサポート委員会、国家試験対策委員会が中心となり、「HCUe ラーニング レベルアップ」「HCUe ラーニング SPI」を、国家試験や教員採用試験、保育士・公務員試験の他、一般就職試験対策として活用している。

(新入生交流イベント)

令和5(2023)年度の新たな試みとして実施した新入生交流イベントは、高校生活の大半をコロナ禍で過ごし、行事の自粛等で仲間との交流体験が乏しい入学前の新入生と、新入生をサポートする在 student で交流する機会を設け、入学当初でのつまづきの防止の観点から、相談できる関係や居場所を設け、中途退学を減らすよう取り組みを実施した。

本イベントは、令和6(2024)年度も継続して行い、当日イベント後に実施したアンケート結果からも、取り組みの効果が明らかとなった。午前の周遊型ゲームイベントでは、多くの参加者から「予想以上に楽しかった」「協力して交流できた」という高い評価が寄せられた。午後のランチやビューティーセミナーについては、「美味しく楽しい食事」や「実践的で明日から使える知識を得られた」と好意的な声が多く見られた。全体としては「友達ができた」「入学が楽しみになった」「キャンパスライフが楽しみ」といった前向きな声が大半を占め、新入生の不安感を軽減し、モチベーションを高める機会となった。一方で、イベント未参加者へのフォローや、学科や学年を越えた交流の促進といった課題も浮き彫りとなった。これらを踏まえ、令和7(2025)年度以降はさらなる改善を進め、より多様な交流と満足度の高いイベントづくりを目指したい。

【看護学科】

入学前教育は、例年、主に総合型選抜・推薦入試による年内入試組には、オンライン学習システムを活用した基礎学力補完型の自学習プログラムのみを提供してきた。令和6(2024)年度は、本プログラムに加え令和7(2025)年度入学予定者を対象に対面型入学前教育を1回実施した。なお、本対面授業は基礎学力補完を目的とせず、5～6名の小グループによるワークショップ形式でKJ法を用いて「目指す看護師像」を討議・可視化し、その実現に必要な大学での学修計画を策定・発表した。また、ケーススタディで看護師業務を体験させ、医学的知識の必要性を実感させることで達成感と自己肯定感を醸成し、入学後の学習に対する意欲を一層高めた。

学生の生活指導も含めて、主として授業外での学修支援を行う体制としてチューター制

度を採用している。これは、3 学科に共通の制度であるが、制度の運用については、学科ごとの特徴の違いを踏まえ、各学科にゆだねている。看護学科では、専任教員全員がチューターの役割を担い、授業担当の教員や教務担当の職員との情報共有を通じて学生一人ひとりの学修状況を把握したうえで、担当学生とのコミュニケーションを通じてさまざまな学習相談、学習指導を行っている。また、保証人との教育懇談会において、個々の学生の性格、学習態度を含めて保証人に家庭での教育協力を依頼する際にもチューターが中心的役割を果たしている。また、卒業要件を満たす授業の履修のほかに国家試験受験対策が重要な意味を持つため、チューターは国家試験受験対策を行う学生の相談、指導を行うことも重要な役割となっている。平成 27(2015)年度から、看護学科ではチューター制度実施要領を作成し、それに基づき運用している。

令和元(2019)年度からは、それまで 1 人の教員が全学年各 4～5 名を受け持っていたが、その方法では、学年ごとの特性を踏まえた適切な指導・支援が困難となることから、決まった一学年を受け持つ体制に変更した。また、チューターは、主担任一人だけでなく、各学年のチューター長と副チューター長を置いて実施している。学年持ち上がり方式を採用し、一学年 5～6 名の教員同士の情報交換が十分になされ、さらにきめ細やかな学生指導が可能となった。

学科運営上の工夫としては、学科の管理運営機関である看護学科教員会議での審議をスピーディに進めることを目的として、看護学科教授会議を適宜開催している。看護学科教員会議は、各種委員会報告、教務に関わる事項、臨地実習に関わる事項など看護学科の管理運営に関わる様々な事項を審議することとなる。一方、当該会議の構成員は、助手も含め看護学科専任教員全員であり、大所帯となっていることから、重要な審議事項については、看護学科教授のみで構成する看護学科教授会において事前に十分に検討したうえで、看護学科教員会議に諮ることとしている。また、重要な審議事項のうち、専門科目の領域間での授業内容の調整や臨地実習計画に関わることは、各領域代表者を構成員とする領域代表者連絡調整会議において事前に検討を行っている。このように、組織的な学修支援をスピーディかつ効果的に行うための運営上の工夫に努めている。

授業に対する支援体制として、学内演習授業及び臨地実習授業実施において、専任助手に加えて非常勤演習助手を採用し、活用している。

オフィスアワー制度は、全学的に実施している。看護学科で各教員のオフィスアワー覧は、大学ホームページ内からアクセス可能な学生専用サイトに掲載し、学生に周知している。

中途退学希望者への対応は、令和 6(2024)年度より全学委員会の「休・退学改善委員会」を各学科で立ち上げ、学生に対する学修指導、生活指導と併せて、初期対応は各チューターとしている。中途退学に至る理由としては、退学願の書類上は、学習意欲の喪失、経済的理由、進路変更、健康上の理由などとなっているが、その背景にはいくつかの理由が重なっているため、各チューターは担当している学生の成績や履修状況に関するデータや自らが把握している学修面、生活面に関する情報等を含めた総合的な分析を行いながら学生

の相談・指導に当たっている。退学願提出に至る過程においても繰り返し面談を行い、学部長、学科長の協力を得ながら退学を回避する方策を模索すると共に、本人にとって最適な選択ができるように指導を行っている。また、中途退学者や留年者の発生を予防する対策の一つとして、上記した教育懇談会を毎年1回は開催することになっているが、授業の出席状況や履修の進捗状況からみて注意が必要な学生については、保証人との面談を随時行うことにしている。

過去5年間における年度別の中途退学者数並びに中途退学率の推移は表2-2-1の通りであり、当面の課題は年間退学率を3%未満に抑制することである。

なお、現在も健康上に問題を抱える学生(例えば発達障害など)が在籍しており、これらの学生への対応については、障害学生に対する合理的配慮を検討し、試行した。入学時の健康診断と同時に、学生と家族には、入学時に合理的配慮に関する説明を行い、委員会やチューターが窓口となり、相談を受け付けている。令和6(2024)年度より全学委員会として、障害学生支援委員会を設置して、学生に広く周知して、障害のある学生への組織的支援体制を整備した。特に合理的配慮が必要な学生の場合は、委員会が窓口となり、支援の要請があった場合、学科長、副学科長、教務委員長、実習委員長、保健室、事務局、必要に応じて、臨床心理士や外部の医療機関と協議しながら、具体的な配慮について検討し、配慮が必要な場合、学科会議で共有している。特に臨地実習に行く場合は、学生と家族と連携を取り、主治医より診断書の提出を受け、実習指導担当教員らは臨地実習中の合理的配慮にあたった。

表 2-2-1 看護学科退学者数等の推移(5年間)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年次	3	1	5	1	2
2年次	8	2	5	6	5
3年次	1	4	4	0	5
4年次	2	4	2	3	3
過年度①	0	1	0	0	0
過年度②	0	1	0	0	0
過年度③	0	0	0	0	0
計	14	13	16	10	15

【リハビリテーション学科】

1. 学生支援について

リハビリテーション学科においても、専任教員全員がチューターの役割を担い、授業担当の教員や教務担当の職員との情報共有を通じて学生一人ひとりの学修状況を把握したうえで、担当学生とのコミュニケーションを通じてさまざまな学習相談、学習指導を行っているが、学生支援の強化を図り、令和5(2023)年度より各専攻に学習支援センターを新設した。また、令和5(2023)年度末に、障害学生支援のための学習支援委員会も新設し、令和6(2024)年度からは、学習支援が必要な場合は、適宜委員会が対応し、学科会議等で周知したうえで、学科全体で支援を行っており、チューターに加えて各学年に担任を置いて、

教務委員会や学生委員会等、各種委員会の方針を速やかに学生に伝達できるようにしている。

また、卒業要件を満たす授業の履修のほかに、臨床実習、国家試験への対策が重要な意味を持つため、チューターはこれに関する学生の相談・指導を行うことも重要な役割となっている。臨床実習は実習委員会、国家試験対策は国家試験対策委員会が中心になって年間スケジュールを組んで計画的に進めている。その中で、具体的な支援内容として、全教員による臨床実習前の実技指導、レポート作成指導は2年次の見学実習より実施し、国家試験対策の模擬試験の作成や採点の実施についてもチューターが指導の一翼を担うよう計画している。

授業に関する支援体制としては、実技を伴う演習および実習科目において、複数の教員を配置し実践技能向上の強化を支援している。

上述の通りオフィスアワー制度を実施し、学生の学修支援に活用している。

過去5年間における年度別の中途退学者数並びに中途退学率の推移は表2-2-2の通りであり、当面の課題は年間退学率を3%未満に抑制することである。

なお、中途退学者や留年者への対応は、学生に対する学修指導、生活指導と併せて、最初の窓口は各チューターとしている。

表 2-2-2 リハビリテーション学科退学者数等の推移(5年間)
(理学療法学専攻)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年次	3	1	5	3	3
2年次	1	6	7	8	8
3年次	2	0	1	0	4
4年次	3	1	1	2	3
過年度①	0	2	1	2	0
過年度②	0	0	0	0	0
過年度③	0	0	0	0	0
計	9	10	15	15	18

(作業療法学専攻)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1年次	3	1	1	3	0
2年次	0	1	3	6	5
3年次	3	0	2	3	2
4年次	0	1	2	2	3
過年度①	0	1	0	2	0
過年度②	0	1	0	0	0
過年度③	0	0	0	0	0
計	6	5	8	16	10

2. 障害学生等への対応

障害学生等に対する合理的配慮を検討する委員会(学習支援委員会)を設置している。学生と家族には、入学時に合理的配慮に関する説明を行い、保健室やチューターが窓口となり、相談を受け付けている。支援の要請があった場合、学科長、専攻長、教務委員長、保健室、必要に応じて、臨床心理士や外部の医療機関と協議しながら、当該委員会が具体的な配慮について検討し、配慮が必要な場合、学科会議で共有している。

3. 入学予定者への対応

本学ではe-Learning 学習教材「ライズドリル HCUe ラーニング」を導入しているが、入学予定者の活用状況についてはバラツキがある。特に「総合型選抜」や「学校推薦型選抜」などの合格者は大学入学までの期間はあるものの、その期間について効率よく準備させるために、令和7(2025)年度入学予定者向けに入学前教育の一環として「入学前オリエンテーション」を令和6(2024)年12月に開催した。その内容について主にはe-Learning 学習教材の重要性と活用方法のレクチャーの他、「大学での勉強の仕方」、「大学生活について」、「ゲーム要素を取り入れたグループワーク」などにより入学予定者の入学前の様々な不安要素の払拭に役立てることができた。入学予定者の満足度も高かったことから、令和8(2026)年度入学予定者についても継続を検討していく方針である。

【子ども教育学科】

子ども教育学科においても、学生の学修を中心とする大学生活の支援を行う体制としてチューター制度を採用している。子ども教育学科におけるチューター制度として、学生 8 名程度につき 1 名の教員がチューターの役割を担い、定期的に個人面談を行うとともに、各授業担当教員や教務委員・学生指導委員の教員や事務職員と連携し、情報を共有し、学修を中心とした大学生活における相談・指導を行っている。また、全専任教員と事務職員が協力し、学生に対し、卒業・免許・資格取得・質の高い教師や保育士を保証し、一貫性を持った履修指導ができるように、履修指導マニュアルを作成し、共有するための FD 研修会を学期末に実施している。

学期のはじめには、免許・資格に関わってのガイダンスおよび実習に関するガイダンスを行い、全教員により学生の学修をバックアップする体制をとっている。さらに、教職実践演習・保育実践演習授業担当者の協力のもと、履修カルテ・保育士課程ポートフォリオを活用し、学期ごとに学生が自ら学びを振り返ることでその後の見通しをもてるようにした。また、関連科目を理解し、免許及び資格に関する科目の自己点検及び評価をし、目的を持った履修ができるように支援・指導している。

1 年前期の終わりには、学生が自らのキャリアを見通して 1 年後期からのコース選択を行うことができるよう、実務経験のある教員による実務体験の講話と免許資格に関わる科目の履修についてのコース選択説明会を開催している。2 年後期には、3 年次より開始する特別研究Ⅰに向けて自身の研究テーマを設定するための卒業論文作成説明会を開催し、専任教員の研究テーマを基にゼミを選択できるようにしている。3・4 年次のゼミ担当は卒業論文作成に向けて指導をするとともに、チューターとして、学生への学修支援、実習支援、キャリア支援を担っている。3 年次後期から 4 年次には、教員採用試験および保育士採用試験の対策講座を開講し、4 年間のスケジュールを組み、計画的に進めている。

学生一人ひとりに対して、学科が組織的に学修支援を行うため、学生の学修及び授業支援に関わる個別の情報(高等学校時代の情報、進路希望状況、年間目標等)について、チューターが各担当学生の「学生調書」を作成することを通じて収集し、その情報を教職員で共有している。また、保証人との教育懇談会や個人面談において、個々の学生の性格、学修状況や態度を含め、家庭での教育協力を依頼する際にもチューターが中心的役割を果たしている。

子ども教育学科においても、オフィスアワー制度を実施している。子ども教育学科においては、それぞれの教員研究室に、一週間の時間割や研修日やオフィスアワーの時間が記載されたシートを掲示し、学生が訪問・相談できる体制を整え対応している。

子ども教育学科は、令和 4(2022)年度に障害のある学生への組織的支援体制を確立した。

「子ども教育学部学生支援室」の支援実績について、令和 5(2023)年度は 1 名の学生への合理的配慮を提供したが、当該学生が進級によって改めて申請をすることはなかった。

令和 6(2024) 年度の新たな学生申請もなかった。

しかし、実際には、困り感を抱える学生がいることを各教員が授業等で把握している。毎月開催される「教員打ち合わせ会議」や 1・2 年生の「チューター会議」で学生情報を共有し、可能な範囲での配慮を検討・実施している。学部教員一人ひとりの学生を育む視点と安心・安全な学修環境を整えることへの意識の高さが、結果的にチューターや科目担当者が一人で抱え込む状況を回避できているのだと捉える。

過去 5 年間ににおける年度別の中途退学者数並びに中途退学率の推移は表 2-2-3 の通りである。子ども教育学科は、年間退学率が過去 5 年間に於いて 3%未満を維持していることから、退学率は概ね良好であると考えられる。なお、中途退学者や留年者への対応は、健康科学部と同様に学生に対する学修指導、生活指導と併せて、最初の窓口は各チューターとしている。

表 2-2-3 子ども教育学科退学者数等の推移(5 年間)

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 年次	1	0	0	1	1
2 年次	0	0	1	1	2
3 年次	2	0	0	2	0
4 年次	0	1	0	0	2
過年度①	0	0	0	0	0
過年度②	0	0	0	0	0
過年度③	0	0	0	0	0
計	3	1	1	4	5

【専攻科】

専攻科においては、ほぼ毎日、短時間のミーティングを行い、学生の学修状況や心理面で困難に陥っている学生などの情報共有を行い、いち早く対応できるよう心がけている。さらに、適宜チューター面談を行い、必要に応じ学修相談・指導を行っている。

心理面で支援が必要な学生については、本人の了解のもと保健室と情報共有し、場合によっては学生相談室(カウンセリングルーム)と連携して、カウンセラー(臨床心理士)から助言を得ながら学生支援を行っている。

そのほか、学生連絡専用メールアドレスを利用し、日々の学生との連絡や、実習中の相談・報告用のツールとしている。

言語聴覚専攻科の開設年度からの過去 5 年間で中途退学者数並びに退学率の推移は表 2-2-4 の通りである。退学者や休学者の状況については、チューターを中心に専攻科全教員及び事務職員が状況把握に努め、保健室や学生相談室とも連携してきめ細やかな対応を心がけている。

表 2-2-4 言語聴覚専攻科退学者数等の推移(5 年間)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1 年次	1	3	2	0	1
2 年次	1	0	1	0	0
過年度①	0	0	1	0	1
過年度②	0	0	0	0	0
計	2	3	4	0	2

(3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

近年入学者の基礎学力の低下が懸念されており、各学科から特に専門科目を学修する際に支障をきたす学生がいるとの切実な声もあり、令和元(2019)年度から、各学科単位で組織的対応を実施している。学生への学修支援について特に基礎学力の向上については、「入学前教育」をはじめ、どのような方法を用いて基礎学力の向上を図るかについて検討している。まだ学修支援体制としては、先進的な大学から学ぶところは多くあることから、今後は、その取り組みについて情報収集を行い、各学科の学習支援センター、教務委員会間が連携し、検討していくことで、学修支援体制の向上に努めていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1)2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2)2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【看護学科】

看護学科では、学生全員が看護師になることを希望している。基本的には2年次前期での基礎看護学実習、3年次後期での各領域での実習、4年次での課題別統合実習など教育課程内の授業科目での病院及び施設等での臨地実習を体系的に行っており、これらの授業がキャリア教育の要となっている。

臨地実習は、実習委員会が中心となって実習計画を策定し、それに基づき、計画的に実施している。また、より良い臨地実習が行えるよう、学生に配付する「臨地実習要綱」は2年次、3年次、4年次と学年に合わせてそれぞれ作成しており、毎年看護学科教員全員で協力して内容を見直し、常に実状に応じたものに更新している。

初年次からのキャリア教育の充実を目的として、令和4(2022)年度生より新規科目として教養科目の「キャリア教育入門(仕事と職業)」(1年次生)と看護展開科目の「チーム医療論Ⅱ(看護師の役割とキャリア形成)」(2年次生)を開講し、キャリア教育の初年次から

の醸成に努めている。

看護学科では、学生のキャリア形成において、卒業要件を満たすだけでなく国家試験への合格が重要な意味を持つため、国家試験対策委員会が主体となって国家試験対策を計画的に進めている。具体的には、2・3・4年次生を対象に、国家試験対策実施計画を立案し、実施している。その方法は、教育課程による授業以外の時間を活用し、各学年に応じて既習内容を基に、学内で独自に作成した模擬試験及び全国の学生を対象とした全国統一模擬試験(業者)を適切に組み込んだ計画を立案している。実施後は迅速に採点して、その結果や全国レベルでの評価を各学生及びチューターに返却し、学生の学修状況に応じた指導を行える体制を整えている。特に、4年次生には、年間の国家試験対策計画を実施しながら、11月から2月の国家試験受験までの期間について、2～3日/週、国家試験強化対策集中講義・模擬試験対策計画を立案し、全教職員の協力を得ながら国家試験に対応した学力の充実を図っている。

学生の就職活動にかかわるサポートは、キャリアサポート委員会が主体となって、年間スケジュールを策定している。近年、就職内定時期が早まる傾向にあるため、就職ガイダンス等のイベントを初年次より計画的に実施している。

また、特に毎年度4月に、4年次生を対象とした進路希望調査を実施し、学生の進路希望状況等を細かく把握し、就職支援に役立てている。近年は求人に大学推薦制度を導入する基幹病院が増加傾向にあるので、就職試験に向けてキャリア教員による模擬面接を実施する等の支援を行っている。

【リハビリテーション学科】

リハビリテーション学科では、入学時点において、入学者全員が理学療法士及び作業療法士になることを目指すこととなる。基本的には2年次前期での臨床見学実習、3年次後期での臨床評価実習、基礎臨床実習、3年次後期及び4年次での総合臨床実習など教育課程内の授業科目での病院及び施設等での実習を行っており、これらの授業がキャリア教育の要となっている。また、それら臨床実習に臨むにあたっては、臨床実習指導(演習を含む)という授業科目があり、医療倫理や接遇等について学ぶ機会を提供しており、その授業でもキャリア教育を実施している。

リハビリテーション学科は、看護学科と同様に学生のキャリア形成において、卒業要件を満たすだけでなく国家試験への合格が重要な意味を持つため、国家試験対策委員会が主体となって国家試験対策を計画的に進めている。その方法は、教育課程による授業以外の時間を活用し、各学年に応じて既習内容を基に、学内で独自に作成した模擬試験及び全国の学生を対象とした全国統一模擬試験(業者)を適切に組み込み計画立案し、実施後は迅速に採点して、その結果や全国レベルでの評価を各学生及びチューターに返却し、学生の学修状況に応じた指導を行っている。特に、4年次生には、国家試験対策委員会が主体となり年間の国家試験対策計画を実施するとともに、全教職員にも全面的な協力を得て国家試験に対応した学力の充実を図っている。

学生の就職活動にかかわるサポートは、キャリアサポート委員会が担っている。

【子ども教育学科】

子ども教育学科では、まず4月と9月に学生オリエンテーションを行い、大学での学修と単位の上限などの説明を行うとともに、進路希望及び進路に関する悩みや自己課題等についてのヒアリングを行っている。

ヒアリングの結果は、キャリアサポート委員会が情報整理を行い、以後の取組に活かすとともに、学科教員会議で教員間での情報の共有化を図り、チューターによる個別面談につないでいく。この面談では、免許・資格取得のために必要な授業科目・単位数やコース選択等について、個々の学生の悩みや進路希望状況に応じたキャリア形成に資するアドバイスをを行う。

子ども教育学科は、教育課程内に「キャリア教育」科目を配当している。「キャリア教育」は、Ⅰ～Ⅳまで年次ごとに組まれているが、授業担当者で話し合っ、系統的にキャリア意識の形成やキャリア知識の獲得ができるように計画し、実施している。また、授業科目「学びのベーシック(1)」では、授業の一環として、保育園、幼稚園、小学校を訪問し、保育・教育活動を見学している。

また、学部内では実習委員会、学生指導委員会、チューターと連絡を密にしており、さらに会議で最新の情報を共有するようにしている。

「採用試験対策講座」については、キャリアサポート委員会が、4年間の流れを計画し、それに基づき実施している。

また、学生が採用試験に向けて自己学習を進めるために希望職種に応じた4年間計画に基づくeラーニングを整備し、チューターをはじめ教員が個々の学びの進捗把握と個別指導を適宜行っている。

とりわけ、3年次の後期(9月)からは実習、授業科目、対策講座等との関連性を示した志望職種別の1年間の学びプランを配布して志望実現に資するよう指導している。

キャリアサポート委員会の活動が、学生のキャリアデザインの支援につながるよう、学生の実態を踏まえた目標を設定し、課題解決を図る組織編成と月別年間計画を策定している。

また、年2回の調査結果は経年的にも評価し、PDCAのサイクル化が図れるよう努めている。

以上のように、3学科ともに教育課程内及び教育課程外でのキャリア教育のための支援体制並びに就職・進学に対する相談・助言体制は、適切に整備され、運営されている。

【専攻科】

言語聴覚専攻科では、学生全員が言語聴覚士になることを希望している。基本的には、教育課程内の授業科目において、1年次後期「臨床実習Ⅰ」(4週間)、2年次前期「臨床実習Ⅱ」(8週間)を病院及び施設等で実施しており、これらの授業がキャリア教育の要となっている。また、それら臨床実習に臨むにあたっては、実習前オリエンテーションを実施し、医療倫理や接遇等について学ぶ機会を提供し、キャリア教育を実施している。

また、各種授業において現役の言語聴覚士に非常勤講師として講義を依頼しており、臨床現場で働く言語聴覚士と接する機会を設けている。

さらに、本学では言語聴覚研究所附属相談室を開設しており地域住民からのことば相談を受けている。相談者の了承のもと、相談中の様子を見学・一部体験する場を設け、演習として実施しており、学内で臨床を肌で感じることができる体制が備わっている。

学生の就職活動にかかわるサポートは、リハビリテーション学科とともにキャリアサポート委員会が担っている。

(3) 2-3 の改善・向上方策(将来計画)

就職の実績は全体的に順調に推移しているが、本学と同種の学科を有する養成校が増加していることから、今後は、県内だけでなく県外を含め就職先開拓を強化したい。子ども教育学科では、少数ながら希望者のいる教育系保育系専門職以外の就職先(一般企業、一般公務員、警察官・消防士等)への指導体制を強化したい。またコロナ禍以降において、新しい就職活動の様式が求められてきている。これらに対応するため、キャリアに関するサポートを必要とする学生との多様なコミュニケーション手段の確保を実施する。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(学生サービス、厚生補導のための組織)

学生サービスおよび厚生補導のための組織として、本学では各学科、専攻科の下に「学生委員会(子ども教育学科においては、「学生指導委員会」)を設置し、学生指導に関すること、学生の厚生に関すること、その他学生生活に関することを協議・立案し、その遂行にあたっている。一方、学生サービスおよび厚生補導業務を遂行する事務組織として、事務局に学生課を設置している。学生課は、学生委員会業務の補助、生活相談、課外活動、退学・休学・復学・除籍等の学籍異動、各種証明書の発行、各種奨学制度、アパート・アルバイト紹介、ボランティア、学生保険など、学生生活に関係するさまざまな業務を担当し、学生の自立に向けた支援をしている。

(学生に対する経済的支援)

学生に対する経済的支援として、国による高等教育の修学支援新制度、独立行政法人日本学生支援機構の奨学金のほか、地方公共団体、医療機関等の各種奨学金を随時周知し、希望者には学生課が窓口となって諸手続きを行っている。また、本学が独自に設けている以下の制度を運用することで、学生生活を経済面でサポートしている。

(ア) 特待生制度

受験生の進学機会を確保するため、大学入学共通テスト利用入試(前期日程)、一般入試(前期日程)、学校推薦型入試、総合型選抜または学校推薦型選抜(前期)、それぞれにおい

て一定の基準を満たした者を入学特待生として認定し、授業料半額免除など授業料免除や入学金免除を行っている。

さらに、入学後も学修意欲の維持・向上を促す観点から、前年度までの学業成績（GPA）を基準とした継続制度を設けている。翌年度の免除は、具体的に、所属学科・専攻内で、SS 特待生であれば、GPA が上位 5%以内で授業料の全額、上位 10%以内で授業料の半額を免除、S 特待生であれば、上位 10%以内で授業料の半額、上位 20%以内で授業料の 4 分の 1 を免除、A 特待生であれば、上位 20%以内で授業料の 4 分の 1 の免除を継続することができる。これにより、優秀な学生に対して学修成果に応じた経済的支援を継続することで、学業成績向上のインセンティブを高めている。

（イ）古沢学園優遇制度

本人が本学園の卒業生または在籍していた（除籍は除く）者、または本人の両親兄弟姉妹が本学園の卒業生の者全員を対象に、入学金全額を免除している。

（ウ）学費減免制度

本学に在学する学生の内、修学に熱意があるにもかかわらず、経済的理由により学費納入が著しく困難になった学生を援助し、修学を継続させることを目的に学費の一部の免除を行っている。

対象者は、学業成績が優秀であると認められる本学に在籍する学生で、次のいずれかに該当する者である。

- ・学費負担者（保証人等）の死亡、疾病等により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- ・家計急変により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- ・災害により、学費負担者（保証人等）の住居等が滅失または毀損し、授業料の納入及び学生生活が困難になった者
- ・その他の事情により、授業料の納入及び学生生活が困難になった者

（エ）大学院支援制度

本学大学院への進学を支援するため、本学をはじめとする本学園グループ校卒業生に対して授業料（年額）の 5 分の 2 に相当する額を「学校法人古沢学園グループ校卒業生に対する広島都市学園大学 大学院入学奨励奨学金」として一括給付している。

なお、奨学金の給付期間は単年度限りとするが、次年度以降も再度申請することができる。また、本制度は、古沢学園優遇制度と併用できるため、対象者は入学金全額も免除される。

（学生の課外活動への支援）

本学のクラブ・サークル・同好会は学生の自治組織である秀友会の下で運営されており、そこには通常の体育系および学術文化系のクラブ・サークルだけでなく、各学科の専門内容と関連したものもある。各団体には顧問として、教職員が配置され、活動支援の中心的な役割を担っている。秀友会の運営は学生のみで構成された秀友会執行委員会が担うが、

教職員で構成される秀友会支援委員会が助言・指導を行う仕組みとなっている。

課外活動への支援全般、活動の承認については秀友会支援委員会と学生委員会(看護学科、リハビリテーション学科)・学生指導委員会(子ども教育学科)が連携し、これらが中心となっており、学生課がその窓口を担当している。地域の人々に開かれた課外活動として、11月上旬の日曜日には毎年度大学祭が開催されているが、この大学祭は学生の自治組織である秀友会執行委員会および大学祭実行委員会により運営される。

秀友会支援委員会並びに学生委員会・学生指導委員会は、秀友会執行委員会および大学祭実行委員会による企画立案の報告を受け、必要があれば助言・指導を行い、また何か問題が生じた場合には常に支援できる体制を整えている。さらに開催当日は安全管理の観点から、秀友会支援委員会並びに学生委員会・学生指導委員会による巡視を実施する。大学祭終了後には、秀友会執行委員と大学生実行委員を中心に反省会を実施し、次回開催に向けた改善点の検討を行い、秀友会支援委員会に報告し、改善点について大学として取り組む必要がある場合は対応できるような体制となっている。

(学生の健康管理)

学生の心身の健康管理については、保健室及び学生相談室(カウンセラー室)を宇品キャンパス、西風新都キャンパスの両方に整備し、保健室には、各キャンパスに専任の看護師を1名、学生相談室には、非常勤の臨床心理士を1名配置し、学生の利用に供している。保健室では、毎年、全学生に「健康調査票」を提出させて、学生の健康状態を把握し、問題があれば早期にチューター等と相談し、適切な指導を実施している。

なお、学生相談室における、過去5年間の年間相談件数の推移は、表2-4-1、表2-4-2の通りである。

表 2-4-1 保健室の年間利用件数の推移(5年間)

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宇品キャンパス	974	211	49	156	964
西風新都キャンパス	720	257	526	1031	1022

※西風新都キャンパスの利用件数には、電話での相談対応も含んでいる。

表 2-4-2 学生相談室の年間利用件数の推移(5年間)

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
宇品キャンパス	55	26	20	14	20
西風新都キャンパス	32	23	41	40	54

さらに、保健室、学生相談室に加えて、健康管理を組織的に行う組織として、各学科に感染対策委員会を設置している。感染対策委員会のメンバーは、学科、専攻科から選出され、大学部長会で承認を受けた学科並びに専攻科教員と保健室職員で構成される。感染対

策委員会は、保健室と連携して、学内や病院実習での感染予防対策などを検討するとともに、新型コロナウイルス、インフルエンザをはじめとした感染対策への速やかな対応を行っており、学内においてインフルエンザ予防接種も行っている。

とりわけ、新型コロナウイルス対策については、本学の「新型コロナウイルス感染拡大防止のための行動指針(令和2(2020)年6月制定、令和3(2021)年5月一部改正)」に基づき、社会情勢を踏まえたうえで、対面授業の実施継続を念頭に、細やかな学生への指導・支援を行った。例えば、大学への情報提供と検査を促すにとどまらず、自宅待機指示が出されている学生あるいは自宅療養期間中の学生への体調確認や、自宅待機・自宅療養明けの学生の体調確認とその後の相談など、保健室職員が学科並びに専攻科教員との連絡を密に取りながら、学生の不安を払拭するような丁寧な対応を行った。

(3)2-4 の改善・向上方策(将来計画)

経済的な問題がさらに拡大し、学業の継続が困難になる学生が増加することも考えられる。そのため、常に学生の修学状況を確認することにより適切な援助を行えるようにする必要がある。また、コロナ禍に入学した学生は入学後も遠隔講義が続いたため、学生同士のコミュニケーションが例年になく困難な状態となった。このような状況の中で孤独を感じるが、誰にも相談できないで抑鬱状態となる学生が増加することも考えられる。そのような学生が経済的にも困難になるなど複数の問題が重なった際、心身ともに疲弊して学業継続困難となりうるであろう。例年も実施していることであるが、学生課が中心となって、さらに注意深く、学生の状況に関する情報収集を行い、学生が安心して健康に学業を継続していくことができるよう支援していく。

特に、近年は、学科を問わず発達障害や心の悩みを抱える学生数が増加傾向となっており、チューターの負担(相談内容が非常に重い傾向になっている)も大きなものになっていることから、令和7(2025)年度から専門のカウンセラーによる学生相談室の時間延長を行うことで充実を図る予定である。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2) 2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、広島市の南区、安佐南区の2キャンパスを有しているが、各キャンパスとも、大学設置基準を満たしている。各キャンパスの校舎の主な施設は、一般講義室の他に実習室、演習室、情報処理演習室など教育研究に必要な設備を整え、有効に活用している。運動場及び体育施設についても必要な設備を整え、有効に活用している。

令和6(2024)年度、宇品キャンパスでは子ども教育学科ジュニアスポーツ教育コース開設を契機に、人工芝グラウンドを新設した。ナイターを完備しているため、講義終了後の夕刻から学生がフットサル等に熱中している等、授業外の自主的スポーツ活動が活性化し、学年・学科間交流と身体活動量の向上、キャンパスの一体感醸成に寄与している。さらに、令和7(2025)年度以降は地域児童へのスポーツ教室開催など、地域貢献の場としても活用する計画である。

収容人数が100人を超える中講義室以上の教室では、設置モニターについて、プロジェクター型大型ビジョンに加え、教室の中間に設置することで、学生はどの位置に座っても授業で使用するパワーポイント、映像等が見えやすくなる環境を整備している。中講義室以上の講義室には常時パソコンを設置することで、教員が授業にあたり、ノートパソコンを自前で準備する必要がなく、セッティングに時間を要する必要がないよう工夫している。

学内の警備については、各キャンパスともに校舎施設は夜間の有人警備を基本として警備業者に委託している。平日の昼間は職員による声掛け等により事件や事故の未然防止を図っている。

本学における各キャンパスの耐震改修は、全て終了している。

消防機器や非常放送設備の機器等の点検は、消防法に基づき年2回実施している。さらに1年次生及び全教職員を対象とした防火訓練を定期的の実施し、1年次生を対象として警察署の方による防犯対策講座を年1回行っている。

【子ども教育学科】

各教科の指導法におけるICT機器活用義務化、学校現場でのICT活用方法を総論的に学ぶ教職課程の必須科目「ICT活用の理論と実践」が令和5(2023)年度に設置され、小学校現場を想定したICT環境が整えられた。例えば、デジタル教科書と思考ツール(ロイロノート、Google Chrome、C-learning など)の円滑な運用を通して、学生の情報活用能力の向上が確

認できた。

また、電子黒板やタブレット端末の活用により、各教科法の授業だけでなく、教職課程以外の授業においても大学内での ICT 化が進み、授業の効率化、教員の ICT 活用技術の向上、学生の指導力向上に寄与した。

さらに、各授業において遠隔教育の実施に対応できるようオンライン体制を整え、Zoom 等柔軟に取り入れながら、学生にとってより不利益にならない環境整備にも努めた。

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

(図書館)

図書館は、運営主体として附属図書館運営委員会を置いている。図書館の整備・運営は、開学当初から看護学科完成年度までは、大学設置申請時の計画に基づき計画通りに実施してきたが、平成 25(2013)年度のリハビリテーション学科開設に伴い、新たに整備計画(4年間)を策定し直した。また、平成 26(2014)年度の子ども教育学部開設、平成 30(2018)年度の大学院保健学研究科並びに言語聴覚専攻科の開設の度に計画に修正を行い、その計画に基づき運営していた。

令和 6(2024)年度には、外部団体との連携により、図書館主体で「ネイチャーブレイク」プロジェクトを試行・実施し、利用者の学習・業務中のストレス軽減を図る取り組みを展開した。植物の設置後、学生や教職員からは「落ち着いて集中できるようになった」との声が寄せられるなど、環境改善に一定の効果を上げた。

さらに、図書館サークルにおいて、教員・学生との協働により、公共図書館や公民館と連携した展示やイベント（認知症にやさしい図書館など）を実施した。本取り組みによって、地域とのネットワークを広げるとともに、本学の教育・研究活動の成果を広く社会に発信する好機となった。

(情報システム施設)

(1) キャンパス内ネットワーク (LAN)

本学は、宇品キャンパス、西風新都キャンパスの 2 キャンパスで構成しているため、各キャンパス間をネットワークで接続し、外部への接続口としてプロバイダーと契約しネットワークの集約を行っている。ネットワークは VLAN で構成しており、セキュリティを高めている一方、容易な構成変更を可能としている。機器構成は冗長化構成となっており障害発生時にもネットワークの遮断が発生しない設計となっている。

(2) キャンパス内ネットワーク環境 (Wi-Fi)

本学 2 キャンパス校舎内すべてにおいて無線 LAN 環境が利用可能となっている。

(3) サーバー環境

サーバー類はデータセンターのホスティングサービスを利用し外部(学外)に構築している。学内でのサーバー運用と比較して圧倒的なコスト削減が可能となり、安定した電源供給や空調設備が整った環境での運用は、機器の安定運用と故障率の低減を実現している。

また、サーバー環境は仮想化を採用することで、ハードウェア障害時でもサービスが停

止しない構成となっている。

(4) 情報演習室とパソコン設置環境

2 キャンパスには情報教育のための教室を備え、それぞれに一定数のパソコン端末やプリンターを設置している。この他に、自習室、図書館などにも設置している。大学院については、院生一人につき一台のパソコン端末を準備し常時使用できる環境にある。

(5) アプリケーション・ソフト

本学に設置しているパソコン端末(教員研究室、事務室、学生用情報演習室、図書館)には、Microsoft Office(Word、Excel、PowerPoint、Access 等)、ブラウザ、学内システム利用ソフトを導入している。また、すべてのパソコンにウィルス駆除ソフトウェアを導入し、外部サービスとして Microsoft Office365、ウィルス駆除ソフトウェアを契約しており、本学の全教職員は Microsoft Office(Word、Excel、PowerPoint、Access)、並びにウィルス駆除ソフトウェアを自身の端末にダウンロード可能となっている。

遠隔授業並びに対面授業の補助を目的として、授業支援ツールとして「C-learning」を導入しており、Zoom 等と併用しつつ対面・遠隔授業ともに活用している。

看護学科では、コロナ禍において学外実習の代替授業等の必要性が出てきたことで、それを効果的に実施するため、全ての教員に、3D 人体構造学習用ソフトをインストールした iPad (Zoom の ID 付) を配付し、演習・実習授業等の指導において、ベッドサイド等における IT 教育を実践している。

(6) リモートアクセスサービス

学外(自宅等)から学術データベース等の資源を利用できるリモートアクセスサービスを、限定的ではあるが提供している。

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

宇品キャンパスは、各校舎設置時からユニバーサルデザインの視点で建築設計を行っており、自動ドア、エレベータ、障害者用トイレやスロープなどを整備している。

また、各施設設備の維持管理は、法令に基づいて定期的に保守点検を実施しており、点検時に判明した不備等については迅速に対応し、安全性の確保に努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

授業が行われる教室の学生数は、教室の収容定員範囲内に収まっており、パソコンを利用した授業、実技演習室を利用した授業、各種実習室を利用した授業では、複数開講するなどの運用を行っている。

(3) 2-5 の改善・向上方策(将来計画)

校地・校舎や各施設・設備については、大学設置基準に示された基準を上回って整備しており、学修や学生生活に支障を生じないよう維持・管理し、運用している。今後さらに学修環境の充実を図っていく。特に、車椅子利用において、施設の移動困難な箇所や利用

が難しいと思われる一般のトイレ等のバリアフリー化については、障害学生支援委員会が中心となって調査をし、計画的に施設・設備の整備に取り組む必要がある。

図書館の学術情報資源については、ICT の進化に対応し、電子書籍、電子ジャーナル・データベース数等も毎年、見直していく必要がある。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2) 2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修支援に関する学生の意見や要望の把握は、チューターが中心となって行っている。チューターはオフィスアワーを含め、日常的に学生と意見交換ができています。また、教務課職員、学生課職員は多くの場面で学生対応の窓口となることから、学生との対話の基礎となる人間関係が築けており、チューターに直接言いづらい意見や要望はこれら事務職員を通じて把握する機会を持っている。

また、卒業時に行う「卒業時アンケート(入学満足度調査)」は、大学への学生の意見・要望を把握する方法である。これら調査には、教務、学生生活等に関わる教職員のサポート体制への満足度に加え、自由記述欄も設けて、学生からの意見や要望を汲み上げ、学科毎に集約し学生委員会、教務委員会を中心に対応策を検討したうえで、適宜、全学組織で情報共有を行い、全学的なサポート体制の改善に活かしていく仕組みとなっている。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

入学時に、保健室が「健康調査票」により、学生の心身の健康や日常生活の状況、修学上の支援や相談希望の有無について集約し、保健室職員を中心として、チューター、看護師及び臨床心理士が連携しながら、要望への対応を行っている。また、チューターによる面接やオフィスアワーをとおして、経済面の状況や修学支援上の奨学金貸与の要望を把握し、学生課と連携して支援を行っている。さらに、先述の通り、「学業・生活面に関するアンケート調査」には、教職員のサポート体制への満足度に加え、自由記述欄も設けて、学生からの意見や要望を汲み上げ、適宜、全学組織で情報共有を行い、サポート体制の改善に活かしていく。

子ども教育学部においては、毎年後期ガイダンス時に、学生生活を充実したものにするために率直な意見・要望を汲み上げるものとして「学生アンケート調査」を実施している。

令和 6(2024)年度は、様々な意見等が寄せられたなかでも「個室トイレに生理用品を設

置してほしい」という要望が複数出され、学生の健康が経済的な事情によって保持できない状況にあることが確認できたことから、保護者の会と連携し生理用品の購入を実現させた。

さらに、本学部では学生が単にサポートを受ける側になるだけではなく、これをきっかけに社会課題に目を向け「行動できる人」の育成を目指した。具体的には、ボランティア論を受講する有志学生が集まり、生理用品の購入先の選定、生理用品を入れるパッケージの準備、社会課題となっている「生理の貧困」を知ってもらうなかで協力を呼び掛けるミニポスター作製まで取り組み、ミーティングをとおして①パブリック・ナラティブ、②関係性の構築、③戦略作り、④アクション、と段階的な活動を体験するなかで個室トイレへの設置を実現させた。QRコードで収集した学生の感想・意見は、「ただ設置するだけでなく、容器に『思いやり』『困っている人に届け』というような言葉が添えられていてすごくいいと思った」など、生理用品を使っていない人からも寄せられた。

学生と保護者、大学の三者連携による Well-being を目指した取り組みと捉えている。

来年度もこの活動が後輩へつながることを期待する。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

先述した「学業・生活面に関するアンケート調査」等で学修環境に関する施設や設備についての満足度を問うほか、自由記述欄を設けて、学生からの意見・要望を汲み上げている。また、WEB 等による意見箱を各キャンパスに設置し、学生からの要望を汲み上げている。

(3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

「学業・生活面に関するアンケート調査」等によって学生からの意見、要望を把握し、必要な支援の実施や改善に役立てる取り組みは、今後も継続していく。

【基準2の自己評価】

本学の建学の精神に則り策定されたアドミッション・ポリシーに基づいて、適切な入学者選抜を実施し、本学で学ぶ資質を備えた学生の受入に努めている。入学した学生に対しては各学科、専攻科においてチューター制によりサポートする体制を整備している。また、教育研究及び学生支援に関する事項を主として審議する委員会には、担当事務職員が陪席し、教員組織との協働を図っている。教育課程内で実施される、施設見学や臨地実習、教育実習や保育実習、介護等体験をインターンシップとして捉え、各学科独自のキャリア支援を行っている。また、教育課程外では、各学科のキャリアサポート委員会が学生の社会的、職業的な自立を図るためのキャリア支援を行っている。学生サービス、厚生補導のための組織として、各学科の学生(指導)委員会や保健室、学生課が連携して学生の経済的支援及び精神的支援を実施している。その他にもオフィスアワー等、学修指導を中心に生活指導に至るまで十分な支援を行っている。学修環境に関しては大学設置基準を上回るだけでなく、学生、教職員の安全と利便性を第一に、学生の意見も取り入れながら、逐次充実を図っている。

以上のことから基準2「学生」の基準は満たしていると判断する。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2) 3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

【学部・専攻科】

本学では、建学の精神「心技一体」、教育研究の使命・目的を踏まえ、大学としてのディプロマ・ポリシーを策定している。そして、それらに基づき各々の学科専攻科においてディプロマ・ポリシーを策定している。ディプロマ・ポリシーは学生便覧、大学ホームページに掲載するとともに、年度初めに実施するガイダンス等において、学生に周知している。

なお、令和 3(2021)年度において、看護学科における、令和 3(2021)年 4 月改正施行(令和 4(2022)年度の入学生から新カリキュラムの適用)の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、リハビリテーション学科における、令和 2(2020)年 4 月改正施行の「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」への対応から、2 学科においてカリキュラム改定を行った。また、子ども教育学科においても、令和 4(2022)年 7 月の教育職員免許法施行規則及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴う変更に伴い、カリキュラムの改定を行った。これに伴い、各学科においてディプロマ・ポリシーの見直しを行った。見直しにあたっては、教育職員で組織する学科教員会議やワークショップ等で議論がなされた後、学部教授会で審議、大学部長会で意見調整を経ることで、所属する教職員がそれぞれの段階において、見直しのプロセスに関わることができている。

【研究科】

「広島都市学園大学大学院学則」に明示された「大学院保健学研究科の教育研究上の目的」を踏まえたディプロマ・ポリシーを策定し、大学ホームページに掲載し、周知している。

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

【学部】

単位認定基準については、履修及び単位認定に関する内容を各学部履修規程に示している。更に授業科目ごとに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修の到達目標を示し、到達度を評価するための評価基準及び評価方法を担当教員が策定してシラバスに掲載している。履修及び単位認定に関する内容は、各学科の特徴を踏まえ、それぞれの学科において内規

を定めている。具体的には、「健康科学部履修規程の取扱いに関する内規」「健康科学部看護学科の授業科目を履修するための留意事項」「子ども教育学部子ども教育学科履修規程」を定めている。これら内規は、「学生便覧」に記載し、年度始めに履修ガイダンスを実施して説明している。

臨地(臨床)実習履修に関わる先行要件について、健康科学部2学科の学外実習科目の履修は、医療現場での“いのち”に関わる実習科目であるため、実習内容の前提となる既学修内容が到達度評価において、一定の基準に達していることが必要となる。そのため、前提となる先行要件を内規に定めている。

具体的には、「健康科学部看護学科の授業科目を履修するための留意事項」と「健康科学部看護学科における臨地実習科目等を履修するための要件」「健康科学部リハビリテーション学科における臨床実習科目を履修するための要件」を定めている。これら先行要件は、先述の履修に関わる内規と同様に、「学生便覧」に記載し、年度始めに履修ガイダンスを実施して説明している。

卒業認定基準については、卒業要件を「広島都市学園大学学則」第26条に示し、学生には履修ガイダンス等で周知している。卒業が認められた者には、学則第27条及び「広島都市学園大学学位規程」に基づき学位(学士)が授与される。

【研究科】

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、修了認定基準を「広島都市学園大学大学院学則」「広島都市学園大学大学院学位規則」に明示している。また、入学時のオリエンテーションにおいて、周知している。

【専攻科】

単位認定基準、進級基準については、「言語聴覚専攻科 科目履修、単位認定、進級等に関する内規」で明文化し、修了認定基準については、「広島都市学園大学専攻科規則」で明文化している。これらの内規は、学生便覧へ掲載し、年度初めのガイダンスにおいて周知、説明している。

更に授業科目ごとに、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修の到達目標を開示するとともに、ディプロマ・ポリシーとその授業科目との関連をシラバスに明記し、大学ホームページ上で閲覧できる状態にしている。

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【学部】

(単位認定基準の厳正な適用)

単位認定は学則及び履修規程に則り行われている。年間行事予定表で予め定めた期間に履修登録を行った授業科目を履修し、各科目の3分の2以上の出席をもって定期試験の受験資格を得ることが出来る(但し、看護学科「看護展開科目群」は5分の4以上。学外実習科目は、実習時間数の5分の4以上。リハビリテーション学科は、学外実習科目は、実習時間数の5分の4以上。)。定期試験は、筆記試験・レポート試験・実技等により行う。授

業科目担当教員は、予めシラバスに示した学修の到達目標・評価方法・評価基準に基づいた評価を行い、成績評価が 100 点満点で 60 点以上の者に単位を与える。

なお、本学入学前に他大学等で修得した単位については、学則第 25 条及び「広島都市学園大学既修得単位等の認定の取扱いに関する内規」に基づき単位認定を行っている。

(卒業認定基準の厳正な適用)

ディプロマ・ポリシーに沿った学修成果を修めた者に卒業が認定され、学位が授与される。卒業の認定は、学則第 26 条及び第 27 条に基づき行われる。学則に定める授業科目及び単位数を修得した者について学科教員会議での審議の後、学部教授会の審議を経たうえで、学長が卒業を認定する。

(GPA(Grade Point Average)の活用)

GPA は、「学生手帳(学生 HANDBOOK)」に示す通り、適用除外科目を除くすべての授業科目を対象として算出し、学生個別の成績表に半期ごとに示している。活用については、教員・学生双方が学修状況の把握や、学修計画の見直しに用いている。また、各学科選択コース・課程の履修者の選考や奨学金受給者選考、卒業時の受賞者・成績優秀者の選考などの参考資料として学科ごとに活用している。GPA は、学内限定の教職員専用ホームページで情報共有しているため、各チューター等が担当学生の学修成果の点検に活用している。

【研究科】

科目の責任者が試験等によって履修科目の単位認定を行っている。学位論文の審査と最終試験は、「広島都市学園大学大学院学位規程」で定める「審査委員会」で行う。「審査委員会」は学位論文ごとに設けられ、本学の専任教員 3 人以上で構成される。「審査委員会」は、審査結果を「大学院保健学研究科委員会」に報告する。「大学院保健学研究科委員会」による審議を経て、学長が修了認定を決定している。学位論文が満たすべき水準と審査項目は、「広島都市学園大学大学院学位論文審査基準」として、審査委員の体制と審査の方法は、「広島都市学園大学大学院保健学研究科保健学専攻(修士課程)の学位論文の審査実施要項」として、大学ホームページで公表している。

【専攻科】

単位認定及び進級は、「言語聴覚専攻科 科目履修、単位認定、進級等に関する内規」に則り行われている。履修登録した授業科目を履修し、各科目の 3 分の 2 以上の出席をもって定期試験の受験資格を得ることが出来る(但し、学外実習科目は、実習時間数の 5 分の 4 以上)。定期試験は、筆記試験・レポート試験・実技等により行う。授業科目担当教員は、予めシラバスに示した学修の到達目標・評価方法・評価基準に基づいた評価を行い、成績評価が 100 点満点で 60 点以上の者に単位を与える。また 1 年次から 2 年次に進級するためには、原則として 1 年次に履修すべき全科目の単位が認定されていなければならない。1 年次末の成績確定後に言語聴覚専攻科運営会議において進級判定を行っている。

修了認定は、「広島都市学園大学専攻科規則」第9条に基づき厳正に行われている。規則に定める修行年限以上在学し、所定の授業科目を履修、修得した者について、言語聴覚専攻科運営会議の議を経て、学長が修了を認定する。

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

【学部】

本学の各学科において、ディプロマ・ポリシーに共通して謳っている「平和への希求」「教養・人間性」「多職種連携」「探究心」は専門的知識・技術とともに本学の理念を実現するための重要な教育内容であることから、学生に対しその重要性を更に広く深く周知していく。

社会情勢や社会の要請に応じて、ワークショップ等で継続的なディプロマ・ポリシーの見直しを図り、必要に応じて各基準の改善を行っていく。

【研究科】

「広島都市学園大学大学院学則」に明示された「目的」を踏まえ、社会情勢や社会の要請を考慮し、大学院保健学研究科委員会にてディプロマ・ポリシーの継続的な見直しを行っていく。

また、ディプロマ・ポリシーを踏まえ、大学院保健学研究科委員会にて、単位認定基準、修了認定基準の継続的な見直しを行い、周知と厳正な運用に努めていく。

【専攻科】

建学の精神「心技一体」、教育研究の使命・目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーに沿って、単位認定基準、進級基準、修了認定基準等の厳正な適用に努めていく。

社会情勢や社会の要請に応じて、言語聴覚専攻科運営会議において、ディプロマ・ポリシーの継続的な見直しを行っていく。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2) 3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

【学部・専攻科】

本学では、建学の精神「心技一体」、教育研究の使命・目的を踏まえ、大学としてのカリキュラム・ポリシーを策定している。そして、それらに基づき各々の学科、専攻科でディプロマ・ポリシーを策定している。カリキュラム・ポリシーは学生便覧、大学ホームページに掲載するとともに、年度初めに実施するガイダンス等において、学生に周知している。

なお、令和3(2021)年度において、看護学科における、令和3(2021)年4月改正施行(令和4(2022)年度の入学生から新カリキュラムの適用)の「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」、また、リハビリテーション学科における、令和2(2020)年4月改正施行の「理学療法士作業療法士学校養成施設指定規則」への対応から、2学科においてカリキュラム改定を行った。さらに、子ども教育学科においても、令和4(2022)年7月の教育職員免許法施行規則及び特別支援学校教諭免許状コアカリキュラムの策定に伴う変更に伴い、カリキュラムの改定を行った。これに伴い、各学科においてカリキュラム・ポリシーの見直しを行った。見直しにあたっては、教育職員で組織する学科教員会議やワークショップ等で議論がなされた後、学部教授会で審議を経ることで、所属する教職員がそれぞれの段階において、見直しのプロセスに関わることができている。

【研究科】

「広島都市学園大学大学院学則」に明示された「大学院保健学研究科の教育研究上の目的」を踏まえたディプロマ・ポリシーを踏まえ、それを達成するためのカリキュラム・ポリシーを策定し、大学ホームページに掲載し、周知している。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

【学部・専攻科】

各学科、専攻科のディプロマ・ポリシーと関連付けてカリキュラム・ポリシーを策定しており、両者の一貫性を確保している。また、その関連性を明確にするため、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの対応表を作成することで、カリキュラム・ポリシーに沿って配置された各授業科目とディプロマ・ポリシーとの関係を明示している。

【研究科】

大学院においては、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性を担保するため、令和5(2023)年度においても、大学院保健学研究科委員会で両者の整合性について確認し、一部改正を行った。

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

【学部】

(教育課程の体系的編成)

各学科の教育課程は、カリキュラム・ポリシーに沿って科目を設置し、個々の科目を体系的に編成している。

健康科学部看護学科のカリキュラム・ポリシーは、「全学カリキュラム・ポリシー」と学科の使命・目的に基づき、設定し、それを達成するために、教育課程を「教養科目」「看護基幹科目」「看護展開科目」の3つに区分している。看護展開科目群は「基礎看護学」「専門看護学」「看護学統合」(「保健師課程」※保健師課程選択者のみ)の4領域に区分し、段階的に体系的な学修が可能となるように教科目を配置している。

健康科学部リハビリテーション学科のカリキュラム・ポリシーは、「全学カリキュラム・ポリシー」と学科の使命・目的に基づき設定し、それを達成するために、教育課程を「基礎分野」「専門基礎分野」「専門分野」の3つに区分している。理学療法学専攻の専門分野は「基礎理学療法学」「理学療法管理学」「理学療法評価学」「理学療法治療学」「地域理学療法学」「代替療法」「臨床実習」「研究法」の8領域に区分し、各分野が有機的に学修できるよう科目を配置している。作業療法学専攻の専門分野は「基礎作業療法学」「作業療法管理学」「作業療法評価学」「作業療法治療学」「地域作業療法学」「代替療法」「臨床実習」「卒業研究」の8領域に区分し、各分野が有機的に学修できるよう科目を配置している。

子ども教育学部子ども教育学科のカリキュラム・ポリシーは、「全学カリキュラム・ポリシー」と学科の使命・目的に基づき、設定され、それを達成するために教育課程を「基礎教養科目」「専門基礎科目」「専門発展科目」の3つに区分し、各分野を有機的に学修できるよう科目を配置している。

(シラバスの整備)

科目担当教員が作成するシラバスは、科目の概要、学修の到達目標、授業計画、成績評価方法・項目・基準等が、学生にわかりやすいように具体的に明示している。令和6(2024)年度から全学的にディプロマ・ポリシーとの関連項目を増やし、科目担当教員に配付する「シラバス作成の手引き」には、主要項目の記載方法を分かりやすく説明している。各教員が作成したシラバスは、各学科長が点検し、カリキュラム・ポリシーとの整合性について確認している。またシラバスは、学生・教職員向けに専用電子掲示板へ掲載しているため、いつでも閲覧・ダウンロードできる。さらに、本学ホームページから一般に公開している。

(単位制度の実質を保つための工夫)

単位制度の実質を保つための工夫として、科目の過剰登録を防ぐことを目的に、健康科学部は履修規程第3条、子ども教育学部は履修規程第6条において、学生が1年間に登録できる単位数を定めている。健康科学部は56単位、子ども教育学部は48単位と定めている。ただし学修意欲に溢れ、なおかつ優れた成績を修めた学生については、各学科での審議を経たうえで、上限を超える履修を認めることがある。また1単位の実質的な時間数については、学則第21条において示し、各学科のシラバスの最初の頁に「授業時間外の学修」の必要性について提示することにより、学生が単位に見合った学修内容を容易に理解できるよう工夫を行っている。

【研究科】

大学院保健学研究科委員会において、カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程が編成されている。令和4(2022)年度においてカリキュラム改正を検討する際、研究科長がディプロマ・ポリシーとの関連性を示した資料を専任教員全員に配付したうえで、協議を行い、見直しを行った。

【専攻科】

言語聴覚専攻科は、カリキュラム・ポリシーとして、建学の精神とディプロマ・ポリシーに掲げた目標を達成するため、言語聴覚士国家試験受験資格の取得に必要な専門基礎科目と専門科目を中心に据えたカリキュラムに基づいて教育を行うことを定めている。

1年次で建学の精神を学び、人を思いやり愛する心と専門技術を統合する力を養う。また、臨床実習及びそのオリエンテーション、フィードバック等において、患者や家族に寄り添うことを重視した指導を行う。同時に、言語聴覚障害学について深い専門的知識を修得するため、専門科目を1年次の初めから配置している。国家資格取得にとどまらず、将来にわたり社会の要請に応え続けるために自己研鑽を継続していく姿勢を涵養するため、2年次には総合演習を設けている。このように段階的な教育課程の構成となっており、全ての授業科目についてシラバスを適切に整備している。

3-2-④ 教養教育の実施

【学部】

本学の学士課程は専門職業人の養成に特化しており、学部学科ごとに養成する専門職に必要な教養教育を実施しているが、全学部学科に共通する教養教育を実施するうえでの考え方として、本学の建学の精神である「心技一体」がある。

看護学科における教養教育の位置づけとしては「設置趣意書」の中に、「教養教育は、一般教養を身につけ学生の人格形成の根幹となるものであり、「心技一体」の本学の理念に則り、未来を担う一人の人間として、人間性豊かな人材を養成するために、看護学士課程教育の基盤として位置付ける。」と記述している。さらに、教養教育の充実のために、県内の大学連携(教育ネットワーク中国)や放送大学の単位互換制度を導入している。

リハビリテーション学科における教養教育の位置づけとしては設置趣意書の中で、「質の高い教養教育を行うことにより、幅広い教養と豊かな人間性を備えた人材を育成する」としている。

子ども教育学科における教養教育の位置づけとしては、「設置趣意書」の中の「本学の建学の精神である「心技一体」が示すように、「教養教育では、心身ともに健康であり、自然や環境に関心をもち、豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を養成していく。さらに、さまざまな人とのコミュニケーションをとって多様な文化や社会を理解するとともに市民として社会的責任を果たすための態度を身につけた人材を養成する。」と記述している。

即ち、3 学科ともに、教養教育においては、修得した知識と優れた技術を統合できる能力を身につけるための基盤として、幅広い教養と豊かな人間性を育むことに主眼を置いている。このことは、大学全体のカリキュラム・ポリシーにおいて教養教育(教養科目)の実施方針を示し、この方針に基づき、各学科のカリキュラム・ポリシーにおいて学科ごとの教養教育(教養科目)の位置づけを具体的に明示することで、学生に周知している。

本学は、各学科が責任をもち、それぞれのカリキュラム・ポリシーに則り、教養科目を配置しているが、教養教育科目 2 科目「建学の精神」「コミュニケーション技法」は、本学の建学の精神の中核といえる「幅広い教養と豊かな人間性」を育むうえで、重要な科目と位置づけ、全学部学科において必修科目に配置し、創立者自らがこれら 2 科目の授業を担当することで、学部学科によらず、本学の建学の精神「心技一体」を実現しうる人材の養成を図っている。

教養教育の実施体制は、先述のとおり、各学科に委ねており、各学科の教務委員会が「教養科目」における授業科目及び担当教員の配置等について検討している。これらの検討事項は、学部教授会での審議、大学部長会での意見調整を経ることで、本学全体のカリキュラム・ポリシーとずれが生じていないか等の検証を行ったうえで、決定している。

【研究科】

大学院では、「共通科目」を、研究者としての“教養科目”と位置付け、修士論文作成・発表に必要となる基礎的知識・技術の修得を目指す授業科目を配置している。

これらは、委員会において、授業内容・方法が適切か、定期的に検証・見直しを図っている。

【専攻科】

専攻科には、「教養科目」という枠組みはないが、本学の建学の精神「心技一体」の理念を学ぶ科目として「建学の精神」を一年次に設け、コミュニケーション、規律性、主体性などについて学修し、幅広い教養と豊かな人間性の陶冶を図っている。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(FD 推進委員会の取組み)

教授方法の改善を進めるための組織体制については、「FD 推進委員会規程」に基づき、FD 推進委員会を設置している。教授方法の工夫については、例年、FD 推進委員会を中心に以下のように取り組んでいる。

- ・教員間での授業の相互参観・授業公開を実施。授業設計や展開の方法などテクニカ

ルな要素と同時に、授業運営上の問題となっている事柄について解決策を見出すことで授業改善に役立てる。

- ・授業評価アンケートを年 2 回実施している。アンケート結果は、教員にフィードバックされ、この評価に対する担当教員(専任教員)の自己点検・評価が FD 推進委員会に提出され、次年度の授業改善に取り組んでいる。
- ・FD 研修会については年に 1~3 回程度実施し、①教員の教育技法(学習理論、授業法、討論法、学業評価法、教育機器利用法、メディア・リテラシーの習熟)の改善、②アセスメント(学生による授業評価、同僚教員による教授法評価、教員の諸活動の定期的評価)③大学教職員の倫理規程と社会的責任の周知、などの内容を中心に研鑽を積んでいる。

なお、子ども教育学科においては、全学的な取り組みに加え、学科独自の取り組みのまとめ(省察)として、令和 5(2023)年度末アンケートを実施した。また、令和 6(2024)年度初めのアンケートによって、FD 研修へのニーズを把握した。

その結果、科研費申請、授業・教授法、カリキュラムに関わる内容があがった。これを基に、令和 6(2024)年度はこれまでの講義型の FD ではなく、「学習者中心の教育」を教員自らが体験することのできるよう、新たな形式の計画(学科教員が 6 グループに分かれ、専門分野を超えた交流研修会)を実施した。12 月には、活動状況アンケートにより成果を把握したところ、新しい FD 活動に対する満足度は高く、次年度の授業に直結するテーマで研究交流を進めているグループもあった。

今後、各グループの研修を学部全体で共有する機会を上位の研修に位置づけるような取組も行っていく予定である。

(アクティブ・ラーニングへの取組み)

本学では、特に専門科目群での授業において、グループワーク、ディベート、PBL(問題解決型学習)、プレゼンテーション、演習・実習などのアクティブ・ラーニングを取り入れることに努めており、主体的に学習し表現する専門職業人の育成に努めている。

各学科において、それぞれの教育課程に沿って学内実習・演習や臨地実習等をはじめとするアクティブ・ラーニングとしての性格を持つ科目を実施している。

具体例は以下の通りである。

【看護学科】

1・2 年次の「コミュニケーション技法」では、1・2 年合同でグループワークを実施し、基本的な生活や集団の中における良好なコミュニケーションについて学ぶ。1 年次「看護学基礎演習Ⅰ」では、スケッチや人体模型等を使用し、グループワークによる演習等を中心に実施する。2 年次「看護学基礎演習Ⅱ」では、臨床で遭遇する頻度の高い疾患を中心に、ケーススタディを用いた問題演習を実施する。3 年次「看護学総合演習Ⅰ」では、後期に実施される発達看護実習(成人・老年・リプロ・小児・精神・在宅の 5 領域)について、OSCE(Objective Structured Clinical Examination:客観的臨床能力試験)を実施した。

また 2 年次から本格的に始まる専門領域ごとの「学内技術演習科目」では、グループワ

ークによる学修を主体としている。さらに、4 年次の「看護学研究」は、ゼミナール形式での学修である。ゼミごとにグループワークを行ったうえで、各学生が研究テーマに沿った研究活動の一連の流れを体験し、パワーポイント等を用いてプレゼンテーションを行い、ディスカッションを通して、研究活動への理解を深める科目としている。

成績評価後のフォローアップとして、看護学科では本試験不合格者には、必ず試験問題のフィードバックを実施し、再試験を受験させている。さらに2 年次に地域の高齢者とのかわりを持つ演習授業の実施をした。3 年次には企業と連携して、有志学生が災害ボランティアに参加した。

【リハビリテーション学科】

令和5(2023)年度にカリキュラムを見直した。特に、初年次教育において、令和6(2024)年度から「アカデミック・リテラシー」という科目を新たに設けた。本科目は、大学生としての学びを進めるうえで、必要なスキルである図書館での文献検索等の手順を具体的に演習したり、チューターごとに少人数グループ分けして、選択したテーマについてゼミナール形式で学習を進めている。さらに必要に応じて医療・保健・福祉の現場でのフィールドワークを行っている。

コミュニケーション技法Ⅰ・Ⅱでは、1・2 年合同でグループワークを実施し、基本的な生活や集団の中における良好なコミュニケーションについて学ぶ。3 年次では、理学療法学専攻で実施する「臨床実習学内演習」や作業療法学専攻で実施する「臨床技能演習」において OSCE(客観的臨床能力試験)を実施し、臨床評価実習、臨床総合実習を踏まえ、検査測定・評価の目的を理解する。理学療法学専攻3・4 年次で実施する「問題解決型実践演習Ⅰ・Ⅱ」では、リハビリテーションの対象となる主な症例のケーススタディをゼミナール形式で学習する。作業療法学専攻3 年次には、「生活支援計画論」を実施し、生活をどのように支援するのか、アセスメントとマネジメントを実践するための方法を学ぶ。

【子ども教育学科】

「コミュニケーション技法」の授業は、1 年次と2 年次が合同で履修する。1、2 年次が混ざったグループで、2 年次が中心となり、企画から運営までを進める活動を行う。その際、グループ内で積極的にコミュニケーションを取り合い、PDCA サイクル(計画・実行・評価・改善)を意識することで、企画立案や運営の能力を高めている。学部開設当初から国立江田島青少年交流の家において2 泊3 日の宿泊行事を行ってきたが、令和2(2020)年度以降は新型コロナウイルス感染症の蔓延により宿泊行事は行わず、大学キャンパス内で3 日間行っている。令和4(2022)年度以降は、1 日を自然体験実習にあて、令和6(2024)年度は広島市野外活動センター・こども村で実施した。令和7 年(2025)年度は、ユーハイム似島歓迎交流センターにおいて1 泊2 日の宿泊研修を実施するために、令和6(2024)年度後期より学生を中心に準備を進めている。

また、1 年生の「学びのベーシック」では子どもに関する専門職の現場見学を採り入れ、そこから将来の職業に対する課題を明らかにしたり、その解決に向けての学び方を探ったりする方法について、少人数制のチューターによるきめ細かい指導を行う。これは、3 年次でのゼミによる「特別研究Ⅰ」及び4 年次でのゼミによる「卒業研究」へとつながる内

容であり、仲間と相互に意見交流しながら、自ら課題を見付け解決していけるような学習方法を大切にしながら、4年間の学びの集大成としての卒業研究に集約されるようカリキュラムを設計している。

また、ほぼすべての学生が教員免許や保育士資格を取得するため、3年次以降は現場での教育実習や保育実習を経験する。大学においては実習の事前事後指導を通してグループ内で相互に課題を確認し合い、成果発表会(実習報告会)を通して、下級生たちと共に実習のあり方について事例的に考察を深められるような機会としている。

【専攻科】

「失語症演習Ⅱ」では、失語症者に来学いただき、交流会を実施している。学生自身が準備を行い、実際に失語症者に関わり、振り返ることで、机上では気づかなかった課題等を発見し、その課題解決に向けて学生が自ら調べるなど主体的な学びの機会としている。

「摂食・嚥下障害演習」では、実際に使用する嚥下調整食を企業から提供してもらい、アクティブラーニングを導入して適切な摂食姿勢や誤嚥等の危険因子への気づきを能動的に学べる機会としている。

「言語発達障害Ⅰ」「言語発達障害Ⅱ」では養育者支援についての講義において実際に障害児の養育者に来学してもらい、子育てや療育における思い、医療従事者への要望などを聞く機会を設けている。

「言語発達障害演習Ⅲ」では、言語発達障害児や肢体不自由児の協力を得て、臨床評価の演習を行っている。実際の子どもや障害像に触れ、講義で学んだ知識の確認を行っている。

「聴覚障害演習Ⅱ」では、幼児聴力検査の演習として、0～6歳の健聴幼児に協力いただき、子どもに対する聴力検査を練習する機会を設けている。大人への指示とは異なり、注意の持続も難しい子どもに対する聴力検査技術の習得の機会としている。

「補聴器・人工内耳」では、メーカーや販売店にいる言語聴覚士から補聴器・人工内耳の特徴やフィッティング・マッピングの技術を学んだり、装用者を招いて装用の実際の話を聞かせてもらうなどして、機器の仕組みや取り扱いだけでなく、装用の目的や意義を学ぶ機会を設けている。

また、学内に言語聴覚研究所附属相談室を開設しており地域住民からのことば相談を受けている。相談者の了承のもと、相談中の様子を見学できる設備や機会もあり、大学内で臨床を肌で感じることができる体制も備わっている。

(3)3-2の改善・向上方策(将来計画)

引き続き、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性を見直しを定期的に行い、強化することで本学の目指す教育をブラッシュアップする。

また、教養教育については「汎用的能力の涵養」と「専門への架け橋」という二層構造の視点から、社会状況の変化に応じて科目群の見直しを定期的に行うことで、学生の主体的学びを促進する。さらに、教授方法の質的向上を図るべく、全教員を対象としたFDにおいて、多様な教育手法やICT活用事例の共有・検証を通じて授業改善のサイクルを加速させる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2) 3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【学部】

本学が実施している学修成果の点検・評価の方法と、その結果のフィードバック体制について以下に示す。

(学生の学修状況に基づく学修成果の点検・評価及びフィードバック)

「単位取得状況」「GPA」「学位取得状況」「退学・除籍状況」「休学・復学状況」「留年状況」「修業年限期間内の卒業状況」「授業評価アンケート結果」から、学生の学修状況を把握し、学修成果を点検・評価している。

「単位取得状況」「GPA」については、個々の授業科目の履修の結果として、カリキュラム・ポリシーに沿った学修が進められているかを点検・評価する指標としている。これらの指標は、各学期の成績確定後に、教務課においてデータをまとめ、「成績一覧表」「GPA一覧表」を作成している。各学科の学科長並びに教務委員会は、作成された資料を確認することで、学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。教務委員会は、これら資料を点検・評価し、課題を整理したうえで、学科の全教員へ周知することにより、学科全体で情報共有を行っている。さらに就職試験の大学推薦、民間奨学金の推薦、学内表彰制度に利用している。

「学位取得状況」については、ディプロマ・ポリシーに定める資質・能力を身に付けたかを点検・評価する指標としている。この指標は、卒業判定時に教務課において「卒業要件充足者等一覧」を作成している。学科教務委員会、学科教員会議、学部教授会、大学部長会においてこれらの一覧を確認することで、学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。

「退学・除籍状況」「休学・復学状況」「留年状況」については、カリキュラム・ポリシーに沿って、計画的に学修が進められているかを点検・評価する指標としている。「退学・除籍状況」並びに「休学・復学状況」の指標については、学生課において「学生異動状況一覧」を作成している。大学部長会においてこの一覧を確認することで、1年間の総退学者数・休学者数を把握し、在籍学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。

「留年状況」並びに「修業年限期間内の卒業状況」の指標については、「学位取得状況」

確認時において、学科教務委員会、学科教員会議、学部教授会、大学部長会において「卒業要件充足者等一覧」を確認することで、学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。

これら指標に基づき、点検・評価した結果は、各学科の学科長の指示のもと、学科教務委員会が主体となり、学修指導、履修指導の改善に活用している。

学生による「授業評価アンケート結果」については、個々の授業科目の学修状況の結果として、カリキュラム・ポリシーに沿った学修が進められているかを点検・評価する指標としている。この指標については、専任教員に対しアンケート結果をフィードバックしたのち、教員から提出された「自己点検・評価」を、FD推進委員会が取りまとめ、分析・評価し、FD研修会等のFD推進活動を通じた改善につなげている。

また、本学の「授業評価アンケート」は、授業運営方法に関する教員への評価だけでなく、学生自身の当該授業への学修環境・行動を測る質問項目も設定している。調査項目は、「この授業のために指定された教科書等は購入したか」、「この授業のために予習・復習を行ったか」、「授業中、私語など他人に迷惑をかけなかったか」、「この授業への出席状況は？」といった4項目である。これらの項目は、教務課において学科・学年ごとに集計し、各学科長に提出している。学科長は、学年ごとのマクロ的傾向を踏まえた、学生の学修支援のエビデンスに活用している。

(免許・資格取得状況に基づく学修成果の点検・評価及びフィードバック)

「国家試験合格状況(健康科学部)」「免許・資格の取得状況(子ども教育学部)」から、免許・資格取得状況等を把握し、学修成果を点検・評価している。

「国家試験合格状況(健康科学部)」「免許・資格の取得状況(子ども教育学部)」については、ディプロマ・ポリシーに照らして期待される進路に必要とされる資質・能力の修得状況を点検・評価する指標としている。「免許・資格の取得状況(子ども教育学部)」の指標については、卒業判定時に「免許・資格要件充足状況表」を作成している。学科教務委員会、学科教員会議、学部教授会においてこれらの状況を確認することで、学修成果を点検・評価している。

「国家試験合格状況(健康科学部)」の指標については、看護学科においては、看護師国家試験、リハビリテーション学科においては、理学療法士国家試験ならびに作業療法士国家試験の合格状況を試験結果発表時に国家試験対策委員会が確認し、学修成果の点検・評価を行っている。これら点検・評価した結果については、各学科の学科長の指示に基づき、担当の委員会が、学修指導、履修指導の改善に活用している。

各学科の免許・資格取得状況並びに具体的な対策等について、以下に記述する。

【看護学科】

本学における看護師の新卒合格率の推移は下表の通りである。

看護師国家試験合格率の推移

年度等	回	全国平均合格率	本学合格率
-----	---	---------	-------

			(新卒)	(新卒)
平成 24 年度	平成 25(2013)年	102	88.8%	81.1%
平成 25 年度	平成 26(2014)年	103	89.6%	91.3%
平成 26 年度	平成 27(2015)年	104	89.6%	90.4%
平成 27 年度	平成 28(2016)年	105	89.4%	88.5%
平成 28 年度	平成 29(2017)年	106	88.5%	83.0%
平成 29 年度	平成 30(2018)年	107	91.0%	87.2%
平成 30 年度	平成 31(2019)年	108	89.3%	88.0%
令和元年度	令和 2(2020)年	109	89.2%	82.7%
令和 2 年度	令和 3(2021)年	110	90.4%	75.0%
令和 3 年度	令和 4(2022)年	111	91.3%	90.7%
令和 4 年度	令和 5(2023)年	112	90.8%	87.1%
令和 5 年度	令和 6(2024)年	113	93.2%	72.9%
令和 6 年度	令和 7(2025)年	114	95.9%	90.0%

国家試験対策は、国家試験対策委員会が中心となって以下のスケジュールにおいて企画・運営を行い、全教員で取り組んでいる。

年間スケジュール	実施内容
3 月～5 月	必修問題(過去問)への取り組み
7 月～	毎月全国模試への取り組み、重点項目の講義実施 模試の結果が校内平均より低かった学生には再試験と復習を実施
10 月	一般・状況設定問題レベルの補講(Zoom を用いて)
11 月	個別面談実施
12 月	平均点以下の学生に対して、講義とテストを実施
1 月	既卒生(不合格者)への指導

結果は、令和 6(2025)年度は新卒合格率が大きく向上したが、全国平均(95.9%)との開きは依然として存在することから、基礎学習段階からの定着度確認や模擬試験の活用など、学習段階ごとの早期支援・補習を通じて、さらなる合格率向上を図る。また、変わらず既卒合格率(31.6%)が低いため、卒業後の学習支援体制・受験対策講座の実施、卒業生との連絡体制整備など、既卒生が継続して受験対策を行える仕組みづくりが必要である。

【リハビリテーション学科】

リハビリテーション学科における三つのポリシーを踏まえた代表的な学修成果として、
①理学療法士・作業療法士国家試験の合格率、②臨床実習の学修成果がある。

①国家試験合格率の点検と国家試験対策のプロセス評価

理学療法学専攻、作業療法学専攻別の合格率年次推移を以下の表に示す。

理学療法士国家試験・作業療法士国家試験合格率の推移

年度等		回	理学療法学専攻		作業療法学専攻	
			全国平均合格率 (新卒)	本学合格率 (新卒)	全国平均合格率 (新卒)	本学合格率 (新卒)
平成 28 年度	平成 29(2017)年	52	96.3%	92.0%	90.5%	76.0%
平成 29 年度	平成 30(2018)年	53	87.7%	81.5%	83.9%	66.7%
平成 30 年度	平成 31(2019)年	54	92.8%	96.8%	80.0%	73.0%
令和元年度	令和 2(2020)年	55	93.3%	87.6%	94.2%	94.3%
令和 2 年度	令和 3(2021)年	56	86.4%	56.3%	88.8%	70.0%
令和 3 年度	令和 4(2022)年	57	88.1%	75.4%	88.7%	68.8%
令和 4 年度	令和 5(2023)年	58	94.9%	94.5%	91.3%	88.0%
令和 5 年度	令和 6(2024)年	59	95.2%	87.9%	91.3%	83.3%
令和 6 年度	令和 7(2025)年	60	95.2%	95.7%	92.5%	80.0%

4 年次の国家試験対策として、グループワークと模擬試験を用いた指導を行っている。概要を以下の表に示す。

グループワークの概要	・ 5、6 名程度の小グループ編成 ・ 問題基盤型学習、協同学習を促進
模擬試験実施状況	・ 全国統一模試 理学療法学専攻 9 回、作業療法学専攻 9 回(年) ・ 教員作成による模擬試験 理学療法学専攻 67 回、作業療法学専攻 15 回(年)
模擬試験結果の活用方法	・ 各学生の苦手分野を確認 ・ 成績不良学生の早期発見 ・ 成績不良学生への対応(補習、チューターによる個別支援)

1－3 年次の国家試験対策として、各学年での段階的な対応を行っている。概要を以下の表に示す。

1 年次	・ 国家試験概要の説明 ・ 到達度確認試験(前期-後期末)
2 年次	・ 到達度確認試験(前期-後期末) ・ 全国統一模試(基礎 3 科目)
3 年次	・ 到達度確認試験(前期-後期末)

点検評価を踏まえ、次年度におけるリハビリテーション学科の国家試験対策は、1 年次からの段階的対応の効果検証や、グループワークが効果的に実施できているかどうかのプロセスの評価、各模試結果活用の評価を検討する。

②臨床実習の学修成果

理学療法学専攻、作業療法学専攻の臨床実習の構成は以下の通りである。

	理学療法学専攻	作業療法学専攻
2 年次	臨床見学実習:5 日間(8-9 月) 臨床地域実習:5 日間(3 月)	臨床見学実習:5 日間(8 月)
3 年次	臨床評価実習:15 日間(9-10 月) 臨床総合実習Ⅰ:40 日間(1-3 月)	基礎臨床実習Ⅰ:20 日間(9-10 月) 基礎臨床実習Ⅱ:40 日間(1-3 月)
4 年次	臨床総合実習Ⅱ:35 日間(5-7 月)	総合臨床実習:45 日間(4-6 月) 地域臨床実習:5 日間(7 月)

それぞれの臨床実習での学生の学修成果をルーブリック評価表にて確認している。また、各臨床実習に対応した学内での演習科目においても同様のルーブリック評価表を用いるこ

とで、学内教育と実習教育の相乗効果を得られるよう工夫している。

【子ども教育学科】

子ども教育学部における「教員採用試験・公立保育士採用試験合格状況」、「進路状況(就職・進学)」の推移は以下の表の通りである。

	卒業者数	小学校 教諭	特別支 援学校	幼稚園 教諭	保育教 諭	保育士	福祉施 設	一般	進学	未定
令和2年度	46	16	—	6	0	13	2	5	2	2
令和3年度	35	10	—	1	4	16	0	3	0	1
令和4年度	32	12	—	1	4	13	0	2	0	0
令和5年度	33	14	—	1	2	7	1	5	2	1
令和6年度	34	11	1	2	1	9	0	4	2	1

子ども教育学部では概ね3割の学生が小学校教諭を目指しており、教員採用試験の合格に向けて多角度からの対策を実施している。基礎学力の向上を図る対策や支援として、学内模擬試験を複数回実施(3月、4月末、(5/14自治体模試)、6月、7月)、教員採用試験対策講座を実施し、基礎学力向上のためのeラーニングも実施している。

また、公立保育士採用試験対策としては学外模試を複数回採用し、各自の実力を測ると同時に、各人の苦手教科に対して個別対策講座を実施している。また、ピアノや歌唱等の実技科目についても個別指導や学内実技模擬試験を実施している。

また、すべての採用試験に対応すべく、3年次後期から小論文対策講座を定期的を実施し、採用が決まるまで個別指導を行っている。

公立以外の保育園、こども園、幼稚園については、各園独自に就職試験が実施される状況にあるため、各自の課題に応じた対応をきめ細かく行っている。その対応の成果もあり、保育・幼児教育コースの卒業者は、幼稚園教諭、保育教諭、保育士として高い割合で就職している。

また、各園の採用試験の傾向とその園が保育者に求めているものを学生の聞き取りから拾い上げ個別対応していることで、それが成果に表れているものと考えている。

引き続き、キャリアサポート委員会としては教員、学生と連携しながらきめ細やかな対応を行っていききたい。

(就職状況に基づく学修成果の点検・評価及びフィードバック)

「進路状況(就職・進学)」「教員採用試験・公立保育士採用試験合格状況(子ども教育学部)」から、就職状況等を把握し、学修成果を点検・評価している。これらについては、ディプロマ・ポリシーに照らして期待される進路に必要とされる資質・能力を身に付けたかを点検・評価する指標としている。

「進路状況(就職・進学)」の指標については、健康科学部では、各学科キャリアサポート委員会が「就職及び進路一覧」を作成するとともに、個別の進路状況、進路決定に至る

までの経過等について学科教員会議において報告し、学科全体で情報共有を行い、学修成果を点検・評価している。子ども教育学部では、「教員採用試験・公立保育士採用試験合格状況」、「進路状況(就職・進学)」について、キャリアサポート委員会が情報管理を行い、経過等について学科教員会議において報告し、学科全体で情報共有を行い、学修成果を点検・評価している。これら各学科卒業生の進路等情報は、全学キャリアサポートセンターで取りまとめられ、一元管理されている。点検・評価した結果については、各学科の教育内容・方法、学修指導、進路指導の改善に活かしている。

また、本学の卒業生のほとんどは卒業時に取得する免許・資格(看護師・理学療法士・作業療法士・小学校教諭・幼稚園教諭・特別支援学校教諭・保育士)に直接関わる職業に就いている。それら就職先の多くは、本学の実習先や本学教員と研究活動等において関わりのある機関・施設であることから、「就職先の企業アンケート」を実施するのではなく、教員が就職先に訪問した際や、実習指導者連絡会議を開催した際において、就職先の職員の方へ本学卒業生の状況・評価を直接ヒアリングすることで、就職先の生の声を吸い上げている。これらの情報は、キャリアサポート(支援)委員会に報告され、検討の上、学修指導の改善に活かしている。

【研究科】

「単位取得状況」については、各学期の成績確定後に、大学院教務課においてデータをまとめ、「成績一覧表」を作成している。大学院保健学研究科委員会は、作成された資料を確認することで、学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。

「修士論文作成の進捗状況」については、修了までに3回の修士論文中間発表会での報告を義務付けており、当該の院生と大学院専任教員が参加することで、学修成果の評価結果を定期的にフィードバックし、指導方法の改善を図っている。

「休学・復学状況」「留年状況」「長期履修制度による長期履修状況」の指標については、大学院教務課において「在籍者状況一覧」を作成している。年度初めの大学院保健学研究科委員会においてこの一覧を確認することで、学生の状況を把握し、在籍学生の学修状況に基づく学修成果を点検・評価している。なお、研究科においては、開設以来、退学・除籍者は出ていない。

「進路状況(就職・進学)」については、開設以来、入学者は全員社会人であり、大学院修了後も全員現職での勤務を継続している。

【専攻科】

学修状況については、授業内の小テストや定期試験、模擬試験により把握するほか、各学期の成績確定後に教務課においてデータをとりまとめ「成績一覧表」を作成している。作成された資料は専攻科全教員で確認し、学修成果を点検・評価している。これらの点検・評価及びチューターによる面談により、入学生がアドミッション・ポリシーを満たす人材であるかの指標としている。

また、学生による「授業評価アンケート」を臨床実習、総合演習を除く全ての授業科目で実施し、カリキュラム・ポリシーに沿った学修が進められているかを点検・評価する指標としている。アンケート結果については各授業担当教員へフィードバックし、授業改善

に活用している。さらに修了時に「修了時アンケート」の実施に努め、修了後は、定期的に修了後研修を開催するなど、修了生との継続的な交流を図り、ディプロマ・ポリシーを満たす人材への到達指標としている。

(3)3-3 の改善・向上方策(将来計画)

FD 推進委員会を中心に、授業方法改善を推進しているが、実施策に対する点検・評価・フィードバックに関しては十分に機能しているとは言えないことから、より強固な全学的教学マネジメント体制を構築し、組織的に点検・評価・フィードバックを行っていききたい。

【基準 3 の自己評価】

本学の建学の精神や使命・目的等、学部・各学科の教育研究上の目的等に沿い、それぞれディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを策定し、それに即した体系的な教育課程の編成と、法令の改正や関係省庁の指針に従いカリキュラムの適切な改正ができている。

学生の学修状況は、期末試験後速やかに採点、報告され、学生自身による学修進捗の確認と以降の履修計画に供されるほか、年度末には学科単位で、速やかに学生の単位修得状況や国家試験の合格率、就職率等から学修成果の点検・評価を行ったうえで、学部教授会、大学部長会において全学的に情報共有が行えている。また、実施される授業は、学生による授業評価アンケート調査の結果やFDでの研修のみならず、免許・資格取得状況、就職状況も加味したうえで、フィードバックして改善されている。

以上のことから基準 3「教育課程」の基準は満たしていると判断する。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2) 4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

本学の学長任用規則第3条第1項において、「学長は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督する。」と規定し、本規則において、校務に関しての学長の最終的な決定権を保障している。これに基づき、学長は、学部教授会、並びに大学院保健学研究科委員会の審議内容を踏まえ、大学部長会において意見調整を行い、最終的な意思決定を行うことで、適切に校務をつかさどっている。

学部教授会は、教授会規程第5条において、教育・研究に関する事項、教育課程に関する事項、学生の入学・卒業・休退学、厚生補導・賞罰、成績評価・卒業判定など教学事項に関する重要事項を審議し、審議結果を大学部長会を通じて学長に報告することとしている。学長は、学部教授会の審議結果について、大学部長会で意見交換等を行ったうえで、最終意思決定を行っている。学部教授会、大学院保健学研究科委員会の審議事項は、教授会規程、大学院保健学研究科委員会規程に基づき行っており、学長があらかじめ定めた学部教授会及び大学院保健学研究科委員会に意見を聴くことが必要な教学に関する重要事項について、学部教授会並びに大学院保健学研究科委員会において、適切に審議を行っている。

また、学部教授会の下部等組織として、各種委員会を設置している。以上のことから、学長のリーダーシップが適切に確立・発揮できる体制となっている。大学部長会を通じて、各種委員会から上申された重要事項が報告されることになり、学長が教学関係のすべての業務を把握できる仕組みとなっている。また、各種委員会のうち、原則として全学委員会の委員長は学長指名となっており、学長の意思が委員会に反映されることになる。

小規模大学として迅速な意思決定が可能な点は長所であるとともに、学長、事務局長、学部長及び学科長等から成る「大学部長会」は、原則として月1回開催されており、適切に機能している。

令和6(2024)年度においても、学長は学部教授会・大学院保健学研究科委員会の審議結果を大学部長会で調整し、学長が最終決定を行う体制で組織運営を行っている。

また、全学的視点から入学前・初年次教育を強化するため、学長直轄ポストとして教務部長職と学生部長職を新設(令和6(2024)年4月1日付)した。これにより教学上ならびに

学生支援上の重要方針が教務部長―各学科長ラインで迅速に共有される体制が整備された。

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

学長任用規程において、学長の職務は、大学の校務をつかさどり、所属職員を統督するとしており、学長には大学を統括して運営にあたる権限と責任が付託されている。

副学長の職務に関しては、「副学長の業務に関する内規」において、教育、研究、学生関係全般について、副学長は「学長の指示に基づき、その方針及び計画を掌理し、各学部等との調整を行い、業務を遂行する」と明記してある。

令和 6(2024)年度においては、全学的な教務系業務ならびに学生支援系業務の権限・責任を整理する目的で、教務部長ならびに学生部長を新設した。教務部長が教務系業務を一元的に掌理し、学長―副学長―教務部長の 3 層で権限・責任を再整理した。また、学生部長が学生生活に係る支援・指導計業務を一元的に管理し、学長―副学長―学生部長の 3 層で権限・責任を再整理した。

教務部長ならびに学生部長の職務に関しては、「教務部長任用規程」、「学生部長任用規程」それぞれの第 2 条に定め、それぞれ学長の任務を助け、教務部長は本学の教育の改善及びその推進に関すること、学生部長は学生の生活全般への支援及び指導に関することを掌理することとしている。学部長の職務については、「学部長(学科長)任用規程」第 2 条に定め、学長の命を受け、学部に関する校務をつかさどることとしている。学科長については、「学部長(学科長)任用規程」第 2 条第 2 項に定め、学部長の命を受け、学科に関する校務をつかさどることとしている。なお、学科長の選考については、「学部長(学科長)任用規程」に則り、適切に行っている。

以上のことから、大学的意思決定の権限と責任、並びに学長・副学長・教務部長・学生部長・学部長・学科長の組織上の位置付け及び役割は明確になっており、十分に機能している。

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

「学校法人古沢学園事務組織規則」で各部署の業務と権限及び責任を定め、教職員に明示している。課長級以上の事務職員は、大学の全学的な重要事項に関わる連絡・調整機関である大学部長会に毎回陪席することとしている。また、事務職員は、所属する部局の業務に関わる主要な委員会に陪席することで、全教職員間で情報共有を行っている。

令和 6(2024)年度は、学務経験と IT スキルを併せ持つ事務職員 1 名を課長職で採用した。今後は、教務系業務のシステム化の推進を図っていく。

(3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

令和 6(2024)年度に整備した学長直轄の教務・学生部長制とデジタル基盤を土台に、令和 7(2025)年度以降は、以下の項目の改善・向上につとめる。

- ・意思決定のスピードを高める。
- ・権限と責任を機動的かつ柔軟に再配分する。
- ・専門性の高い職員配置と D X 推進で教務系サービスを高度化する。

これらにより、小規模大学の強みである迅速な意思決定を最大限に活かしつつ、外部環

境の急速な変化にも対応できる持続可能な教学マネジメント体制を確立する。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2) 4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

教員組織は、大学設置基準、各種免許・資格関係の認定基準等に規定される必要専任教員数を確保し適切に配置している。

子ども教育学部子ども教育学科に開設されている教職課程(小学校教諭、幼稚園教諭、特別支援学校教諭)の専任教員数は、教職課程認定基準を満たしている。同様に、子ども学科において取得できる保育士資格についても、それぞれ指定保育士養成施設指定基準に定める基準を満たしている(下表参照)。

広島都市学園大学

(幼稚園教諭の教職課程認定基準上の必要専任教員数と本学の教員数)

科目区分		教職課程認定基準上の必要専任教員数	本学の専任教員数
領域に関する専門的事項		4人以上(うち、教授1人以上)	4人(うち、教授1人)
「保育内容の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」	教育の基礎的理解に関する科目	1人以上	3人(うち、教授2人)
	「保育内容の指導法」及び道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1人以上	1人(うち、教授1人)
	計	4人以上(うち、教授1人以上)	5人(うち、教授4人)

(小学校教諭の教職課程認定基準上の必要専任教員数と本学の教員数)

科目区分		教職課程認定基準上の必要専任教員数	本学の専任教員数
教科に関する専門的事項		6人以上(うち、教授1人以上)	7人(うち、教授3人)
「各教科の指導法」及び「教育の基礎的理解に関する科目等」	教育の基礎的理解に関する科目	1人以上	3人(うち、教授2人)
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1人以上	1人
	「各教科の指導法」	1人以上	1人(うち、教授1人)
	計	4人以上(うち、教授1人以上)	6人(うち、教授4人)

(中学校教諭(保健体育)・高校教諭(保健体育)の教職課程認定基準上の必要専任教員数と本学の教員数)

科目区分		教職課程認定基準上の必要専任教員数	本学の専任教員数
教科に関する専門的事項 (免許教科「保健体育」)		3人以上(うち、教授1人以上)	3人(うち、教授1人)

(特別支援学校教諭の教職課程認定基準上の必要専任教員数と本学の教員数)

科目区分	教職課程認定基準上の必要専任教員数(1人以上は教授)	本学の専任教員数
特別支援教育の基礎理論に関する科目	1人以上	1人(教授)
特別支援教育領域に関する科目①	1人以上	1人
特別支援教育領域に関する科目②	1人以上	1人(教授)

(指定保育士養成施設指定基準上の必要専任教員数と本学の教員数)

指定保育士養成施設指定基準に定める必要専任人数	本学の専任教員数
8人	20人

専任教員の採用、昇任については、「教育職員選考規則」、「教育職員選考規則取扱内規」及び「広島都市学園大学教育職員昇任及び採用の審査に係る運用に関する申し合わせ」を規定し、運用している。

教員評価に関しては、「教員個人評価基準」及び「教員個人評価実施基準」を規定しており、これらに基づき、専任教員が年間の教育研究活動の実績等について所属長に自己申告書を提出することとしている。

教員の確保と配置、並びに昇任等については、上述のとおり教育目的と教育課程に即し厳正かつ適切に行われている。

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

FD活動については、規程も定めてFD推進委員会を組織している。教員の研修は、内部研修として、FD活動の一環として毎年定期的に実施している。外部研修としては、個人の希望あるいは大学として必要と認めた場合に指名制で実施している。

FD活動としては、まず「授業評価アンケート」の実施が挙げられる。アンケート結果は教員にフィードバックされ、この評価に対する担当教員のコメントがFD推進委員会に提出され、次年度の授業改善に取り組んでいる。

2つ目として、授業技術・運営等の工夫・開発を目的として、教員間の授業参観を制度化している。参観者は所定様式による報告書を作成し、FD委員会は当該報告書を取りまとめ、全学で共有している。

また、FD研修会は、SD研修会との合同開催も含めて、例年、年間1～3回程度実施している。

(3)4-2の改善・向上方策(将来計画)

第三次中期事業計画の目標達成のため、令和7(2025)年度以降は、以下の項目について、重点的に取り組む。

- ・教員確保では若手を重点採用しつつ、若手がスムーズに研究・教育活動を勧められる

環境整備を行うことで、研究力強化と教育多様化を同時に推進する。

- ・FD では授業評価の見直しを始め、学修成果と連動した個別フィードバックの提供について検討する。
- ・大学院・地域機関との連携を図り、共同研修等で外部知を取り込む。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学は事務職員のほか、教授等の教員や学長等の大学執行部も対象として年 1～2 回程度の SD 研修会を開催しており、大学運営に関わる職員の資質と能力の向上に取り組んでいる。学内における SD 研修会の企画・運営は、事務局の総務課が担当しているが、FD と合同で開催する場合もある。FD と合同で研修会を開催する場合においては、FD 推進委員会と総務課が協働で企画・運営を行うこととしている。

大学事務局では、毎日行っている朝の打ち合わせ(朝礼)において情報の共有化を図り、各自の職務に関わる資質と能力向上への取組みに繋げている。事務職員の情報の共有化としては、毎日の朝礼において各自がその日の業務等を報告・発表することにより各自の進捗状況が確認できる体制となっている。新規に採用された事務職員は、新任の教員同様に新任教職員研修会に出席しており、建学の精神、本学の教育目的と理念、管理運営と組織などについて学んでいる。

さらに、事務局内 SD の取組として、OJT(職場内教育)だけでなく、上役が外部団体の研修や講座への参加を積極的に勧奨し、各職員の業務内容に即したスキルアップを支援している。令和 6(2024)年度には、総務課職員が全国私立大学連盟主催の「大学アドミニストレーター養成講座」を修了し、実務知識を習得した。情報システム課職員は「情報セキュリティマネジメント研修」を修了し、学内ネットワークの安全管理体制を強化するとともに、最新のセキュリティ動向を共有している。また、教務課職員は千葉大学アカデミック・リンクセンターによる「教育・学修支援専門職養成プログラム」を修了し、学修支援の設計・実践力を高めた。これらの外部研修受講により、事務局全体で専門性と実践力を継続的に向上させる仕組みを構築している。

このように本学は、大学の使命・目的達成のため SD をはじめとする大学運営に関わる職員の資質と能力向上に取り組む、職員を適切に配置しており、業務遂行の体制を構築している。

令和 6(2024)年度からは、事務局の新たな取組として、オープンキャンパスや入学予定者向け交流イベント、入学前教育など全学的視点が求められる企画について、従来の担当

課に任せきりにせず、事務局横断でプロジェクト・チームを編成した。チームは総務課・教務課・入試広報課・学生支援課が主体となり、①企画立案ワークショップ、②学外ベンチマーク調査、③当日の運営リーダーシップ、④事後評価と改善提案会—というPDCAサイクルを実践している。これにより、職員が企画力・プロジェクトマネジメント力・学生対応力等を総合的に磨き、SDの実践機会を拡大している。本取組みにより、大学運営における次世代リーダー育成と業務品質向上の双方を図っていく。

(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)

令和7(2025)年度以降は、全学教職員向けオンラインSDポータル開設等、外部研修動画やOJT教材をアーカイブ化していつでも学べる環境の整備について検討を進める。また、FD/SDと合同の研修会をPBL形式に転換し、実際の学務課題を題材に部局横断チームで解決策を提案させる等の取組みについても検討を始める。これら取組みを実現することにより、教職員の専門性と主体性を持続的に向上させ、大学運営の高度化と学生サービスの質的向上を図る。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1)4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2)4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

教員組織は、大学設置基準、各種免許・資格関係の認定基準等に規定される必要専任教員数を満たす教員を確保しているが、特に看護学科においては、臨地実習において学生グループごとに張り付きでの指導を基本とするため、教員の指導に係る拘束時間が他学科と比較して長くなる傾向にある。そのため、看護学科では、常勤の専任助手を配置するだけでなく、非常勤の演習実習助手を適切に配置する等の措置を講じることで、専任教員の研究活動時間の環境整備に努めている。

研究環境として、専任教員には、書棚や研究資材等の保管棚を配置することが可能なスペースが確保され、かつネットワーク環境の整った研究室が用意されている。

研究時間については、専任教員に対し、教授・准教授は、原則として週4日を出勤日として所定の時間内に授業、研究および学生指導、並びに委員会等学内運営業務等にあたることとしたうえで、週1日を研修日として認め、その日は時間と場所を選ばずに研究に専念する時間を確保できる環境を提供している。なお、講師・助教には、隔週で1日を研修日として認めている。

令和6(2024)年度は、令和5(2023)年6月に着任したリサーチ・アドミニストレーター(URA)が本格的に機能し、科研費を中心とした外部資金獲得支援を組織的に強化した。URA

は教員の研究テーマ分析を行い、申請書ブラッシュアップを実施し、科研費申請件数は増加した。また、令和 6(2024)年度からは国公立大学で長年教育・研究に従事し豊富な実績を有する教授を適宜招聘し、彼らには、若手教員の研究計画立案や論文投稿等に対しメンターの役割を担っていただいている。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究倫理全般について、「人を対象とする研究」倫理ガイドライン」「研究倫理審査委員会規程」に定めている。研究倫理審査委員会は、本学教員及び院生が実施する調査・研究において、対象者の尊厳、人権の尊重等の倫理的観点及びそれらに係る科学的観点から適切に行われるか否かを審査する。倫理委員会の審査を受けようとする教員及び院生は、審査請求を行い、審査委員会は、上記規則等に則り、厳正な審査を行っている。

研究活動上の不正行為防止については、平成 26(2014)年 8 月 26 日 文部科学大臣決定「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程」を定めている。研究倫理教育として、教員・院生に対しては、独立行政法人日本学術振興会の「研究倫理 e ラーニング」の受講を求め、受講後は、総務課研究支援担当へ修了証書の提出を求めている。院生に対しては、令和 4(2022)年度より、授業科目「研究者の倫理」を新たに設け、1 年次の必修科目とすることで、院生の研究倫理意識の向上を図っている。公的研究費の不正使用防止については、平成 19(2007)年 2 月 15 日 文部科学大臣決定(令和 3(2021)年 2 月 1 日改正)「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」に基づき、「公的研究費の管理・監査体制方針」「公的研究費の運営管理体制」「公的研究費取扱要項」「公的研究費の不正使用防止対策取扱要領」等を定め、適切な運用に努めている。

令和 7(2025)年度には、内部監査室が主な教員を対象(科研費に採択されている教員は全員対象)として公的研究費運営管理の内部監査を実施する計画であり、規程遵守状況・経理処理の適正性・啓発活動の履行状況を網羅的に点検し、必要に応じて速やかな是正措置を講じることで、ガバナンスの一層の強化を図る。

4-4-③ 研究活動への資源の配分

教員個人に対する研究環境の整備として、大学の経費から研究費として、専任教員(教授・准教授・講師・助教)に対し、個人研究費(教授・准教授 年額 40 万円、講師・助教 年額 30 万円)が支給されている。学外の競争的資金については、科学研究費助成事業等への申請を専任教員に促しており、「外部資金獲得に役立つ資料」を継続的に収集・整理し、その資料一覧を専任教員に配付している。

このように、研究活動を研究費の面で支援し、また奨励している。

(3) 4-4 の改善・向上方策(将来計画)

今後は、URA が各学科教員の研究テーマと地域・産業の社会的ニーズを可視化し、学科を超えた共同研究をマッチングするキュレーターとしての機能を担うことを期待する。また、招聘した教授らによるメンターミーティングを定例化し、若手教員の研究戦略を年次

計画まで落とし込むことで、外部資金獲得と論文発表の両面を体系的に支援する体制の整備を検討する。

また、研究倫理審査委員会の体制・規程は引き続き遵守しつつ、URA と倫理審査委員会が連携し、研究倫理審査をオンライン上から申請・審査・照合できる仕組みを整えることで、倫理審査に要する平均期間が短縮を図れるよう検討を進める。

【基準 4 の自己評価】

令和 6(2024)年度において、まず、教務部長・学生部長を新設し、教学と学生支援の意思決定が迅速化する体制に改善された。教員配置は免許・資格基準を満たし、国公立大で実績を有する教授の招聘により若手への研究に対するメンター機能も強化されたといえる。FD は授業評価・授業参観・合同研修を通じて継続的改善が進み、SD は外部講座修了、事務局の部署横断的プロジェクトにより、事務職員の実践力を養成している。URA による科研費支援により、研究環境も向上した。今後は、研修成果と学修成果を結び付ける KPI の設定、学科横断型共同研究マッチングの体制整備、倫理審査オンライン化など、デジタル基盤を活用した PDCA の高度化が課題となろう。また、専門性の高い I T 人材を課長職で採用し教務系 DX の推進体制を整備したことは、教学マネジメントのデータ駆動化を加速させる基盤となると評価できる。

以上のことから基準 4「教員・職員」の基準は満たしていると判断する。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2) 5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

寄附行為には、役員及び理事会、評議員会に関する事項、資産及び会計に関する事項等、組織運営に関する基本事項を規定しており、これに従って適正に経営を行っている。理事会を最高意思決定機関、評議員会を諮問機関として位置付け、「学校法人古沢学園寄附行為」に基づき事業を執行している。本法人の健全な経営と発展、教育研究機能の向上のため、監事を置いている。監事は「学校法人古沢学園 監事監査規則」に基づき、理事会に出席して意見を述べ、評議員会で監査実施報告を行う職務を担っている。監事による監査のほか、「学校法人古沢学園 内部監査規則」に規定する業務監査、財務監査を定期的、臨時的に実施しており、本法人が委託する独立監査人(監査法人)との連携・協力による適切な監査が実施されている。

また、ガバナンス強化の一環として「ガバナンス・コード」策定に向け、先行事例調査を行った。策定は慎重審議中である。

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

「広島都市学園大学学則」において、本学の使命・目的として、第1条に「本学は、『心技一体』という建学の精神を継承し、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的、及び応用的能力を培うことにより、人を愛する豊かな心と優れた技術を統合できる有能な人材を育成し、地域社会及び国際社会の発展に寄与する。」と定めている。この使命・目的を組織全体として実現するため、それぞれの部局の業務が成り立っている。また、日々の業務とは別に、組織の発展のため、今般「中期計画(令和6(2024)年度～令和10(2028)年度)」を策定した。また、この中期計画の内容は、併設校の中期計画とあわせて、本法人の毎年度の事業計画に反映していくこととしている。毎年度の事業計画の策定にあたっては、当該年度開始前に評議員会の意見を聴いた後、理事会で決議している。令和6(2024)年度は、第三次中期事業計画に対応した単年度事業計画を策定した。未達項目としては、ガバナンス・コード、BCPの策定などであり、次年度以降に重点的に検討する。以上のことから、中期計画に基づき、毎年度の事業計画・事業報告書の作成を行っており、PDCAサイクルを機能させながら、使命・目的の実現に向けた継続的な努力を行っている。

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全については、「エネルギー等の適正利用に関する行動指針」を制定し、大学ホー

ムページ内にある学生掲示板等への掲載、教室等への掲示を行うことで学生及び教職員にエネルギーの適正利用による省エネルギー活動の実施や、用紙の使用量削減やリサイクル使用による廃棄物の削減について周知徹底を図っている。

人権問題については、人権問題委員会の設置、「学校法人古沢学園ハラスメントの防止等に関する規則」、「広島都市学園大学ハラスメントの防止と対等に関するガイドライン」の策定周知を通じて、人権の尊重、パワーハラスメント、アカデミックハラスメント及びセクシュアルハラスメントの防止を図っている。

安全への配慮については、古沢学園全体を対象とした「危機管理規程」を定めており、本学ではこれに基づき、令和 5(2023)年度に「危機管理マニュアル」を策定し、各種災害の発生時の学生及び教職員の安全の確保に努めることとしている。

令和 6(2024)年度は、防災訓練を実施するとともに、安否確認システムを導入し全学テストを実施した。

個人情報の保護に関わる規程としては「個人情報保護基本方針」並びに「個人情報保護に関する規則」を定めており、情報を取り扱う上での安全性確保については、「個人情報保護に係る安全対策手順」として情報システム利用に当たっての安全管理対策を定めている。これらはいずれも学園全体を対象とした規程として定めており、本学の教職員も個人情報の取り扱いにおいてこれらを遵守している。

また、教職員や学生の学内 LAN やインターネットの利用が進む中で、ユーザーとしての情報セキュリティ意識の徹底を図るため、関連規程等を整備、運用している。また、令和 5(2023)年度から全教職員向けに情報セキュリティに関する e ラーニングを定期的実施している。

省エネ施策として、令和 6(2024) 年度契約分から非化石証書付き電力へ切り替えを行った。また、デマンド閲覧サービスも加入し、拠点ごとの詳細な電気のデマンド値や使用電力量を分析・検証できるようにした。令和 7(2025)年度以降は順次 LED 照明へ更新していく予定である。

以上、環境保全、人権、安全への配慮については、学園全体および本学が定める規定に則って対応している。

(3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)

第三次中期事業計画の達成を確かなものとするため、まずガバナンス・コードと BCP の策定については検討を継続する一方、理事会・評議員会による中期事業計画の進捗点検を定例化する。環境面では再生可能電力の全面採用と段階的な照明更新を推進し、省エネ実績を学内外へ開示する。研究支援部門は共同研究、受託研究、寄附募集を連動させた資金調達モデルを整備し、多様な外部資金を獲得する。人権と情報セキュリティでは、研修内容を毎年改訂し、受講結果を個人にフィードバックさせる仕組みを整備することで実効性を高める。これらを通じて、教育研究の質と社会的信頼を両立する持続可能な経営基盤を確立する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2)5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

理事会は、6 人の理事で構成されている。構成員に学外理事 2 人を含み、社会の変化やニーズを踏まえて意思決定できる体制となっている。理事会は定例開催される決算理事会ならびに予算理事会の他、理事長が必要と考える時期に随時理事会を開催しており、令和 6(2024)年度の理事 6 人の出席率は平均 90%を超えている。理事会のメンバーである理事長は、大学における最高意思決定機関である大学部長会の構成員となっており、大学経営における法人本部と大学の意思決定に整合性が保たれる仕組みをつくることで、本学の業務執行が円滑に行われている。理事の選任は、寄附行為及び寄附行為施行細則の定めに沿って厳正に行われている。事業計画は、理事会にて内容を審議し、評議員会の意見を聴いたうえで、改めて理事会にて審議して承認する手続きとしている。事業計画は当年度内に実行し、実行した結果は事業報告として集約のうえ、次年度 5 月の理事会での審議を経て、同月の評議員会へ報告している。

令和 6(2024)年度に内部質保証を担保するための監査体制の強化策について法人本部で検討を行い、令和 7(2025)年度から専任の内部監査室長を配置することとした。令和 7(2025)年度の内部監査計画は策定済である。

(3)5-2 の改善・向上方策(将来計画)

第三次中期事業計画の達成へ向け、新設される内部監査室長を核心とし、計画指標の進捗とリスクを定期的にモニタリングし、定例理事会で改善策について共有する。併せて、全理事がガバナンス行動規範について継続的にアップデートを行い、自己点検結果を共有して判断の質を向上させるとともに、学生や卒業生との対話セッション等を定期開催する等、ステークホルダーとのエンゲージメントを強化する。これらの取組により法人と大学の PDCA サイクルを加速させ、計画目標を確実に達成できる体制へと強化を図る。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1)5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2)5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

先述のとおり、法人の管理運営機関として、理事会がある。理事会は 6 人の理事で構成されている。

一方、大学において学長の意思決定を補佐・支援する機関として大学部長会がある。大学部長会において、その構成員には、理事長が兼務する総長が含まれている。理事長・総

長が理事会と大学部長会のいずれにも参加していることから、法人、大学それぞれの意思決定において、法人及び大学の意思疎通と連携は、総長を通じて適切に実行できている。

組織の意思決定は、学内規則に従って審議・調整を行い、重要事項は理事会が最終判断を行う運用としている。学内規則の制定及び改正、廃止についても、組織の意思決定に関わる重要な規則は、理事会が最終判断を行っている。理事長の業務基準は、寄附行為において規定している。理事長のリーダーシップを補佐する体制として、副理事長及び専門学校運営・総合企画の担当理事を置くことで、理事会での決定がスムーズに学校運営に反映できる体制を整えている。また、学園の重要な戦略を検討する際は、理事会の諮問委員会として経営戦略委員会を設け、協議を行い、その結果を理事会に提言する体制を整えている。本委員会は、理事長が議長となり、検討内容に適したメンバーを選定・招集するなど、社会情勢の変化に柔軟に対応した戦略策定をスムーズに検討できる仕組みとなっている。

教職員の提案などを汲み上げる取組みとしては、学長の意思決定を補佐・支援する大学部長会において、学部教授会、学科教員会議をはじめとする各種委員会での審議事項や報告事項が意見要望事項として適宜伝達されている。これにより、学科毎の教育活動状況や教育改善提案等の情報を素早く汲み上げている。令和 6(2024)年度は、大学部長会は月例開催を継続する一方、教務部長・学生部長を新設したことで、今後、意思決定速度向上が期待される。以上の仕組みにより、リーダーシップとボトムアップのバランスの取れた運営が行われている。

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(法人及び大学の相互チェック体制)

学部教授会での審議結果は、大学部長会での意見交換・意見調整を経て、学長が意思決定を行う。大学で意思決定を行った事案のうち、重要事項は更に理事会の議を経て最終決定されることとなっている。一方、先述の通り、理事会のメンバーである理事長・総長は大学部長会の構成員となっており、大学での意思決定プロセスに関わることで、これら各機関がスムーズに相互チェックすることが可能な体制整備ができている。よって、適切な意思決定がスピーディに行われるよう、相互チェックは適切に機能している。

(監事の専任)

一方、こうした体制に基づく意思決定のチェック機関として監事、評議員会を設置している。監事の選考に関しては、寄附行為の定めに従い適切に選考しており、現在 2 名がその任に当たっている。監事の職務は寄付行為に定めており、職務のなかに、法人の業務若しくは財産の状況または理事の業務執行の状況について、毎会計年度に監査報告を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出することとしている。監事は、理事会及び評議員会に常時出席している。令和 6(2024)年度の理事会、評議員会への出席率は、ともに 100%である。

(評議員の専任及び評議員会の運営)

評議員の選任は、寄附行為に基づき適切に行っている。評議員会は、理事会の諮問機関として、寄附行為に基づき、予算及び事業計画、借入金、寄附行為の変更等について協議

を行うこととしている。評議員会は、定期開催を行っている。また、理事長が必要と認めた場合には、臨時に開催している。令和 6(2024)年度の評議員会の出席率は、平均 80%を超えている。

(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

第三次中期事業計画の達成を確実にするには、法人と大学の意思決定をさらにスピーディにすることが要諦である。まず大学部長会の議事と資料を即時共有する電子基盤を整備し、理事会が常時進捗を把握できる体制等について検討する。また、監事と新設する内部監査室は共同で年次リスク評価を行い、改善勧告の履行状況を理事会だけでなく、大学部長会においても点検する。さらに卒業生代表等との対話セッションを定期的に設けるなど、多角的視点を取り込むことで目標達成に向けた推進力を高める。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

平成 21(2009)年度から 4 年間は、大学設置申請時に策定した財務計画に基づき運営を行い、その後は、その都度中長期の財務計画の見直しを行いながら運営してきている。これまでのところ健全経営を維持できているが、子ども教育学部子ども教育学科においては入学定員の確保が未だ実現していないことから、今後の財務状況に対して影響が出てくる可能性がある。私立学校を取り巻く環境が著しく変化する中、将来に向けての財務基盤の安定を図るべく、大学の評価向上、収入の増強策、経費削減等のために、あらゆる業務の見直しによる効率化や改善を継続して進めている。

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本学の事業活動収入は授業料などの学生納付金が大部分を占め、残りを国や自治体の補助金等が構成している。近年の決算では、事業活動収支は連続して収入超過であり、自己資本比率も八割台半ばを維持していることから、内部留保を着実に積み増しつつ教育研究に必要な経費を安定的に確保できる体制が整っている。令和 6(2024)年度は、研究実績に秀でた教授を招聘したことで、科研費だけでなく企業との共同研究費など外部資金の導入が進んだ。あわせて、URA が本格稼働し、科研費申請件数が増加したことで、今後の採択額拡大が見込まれる。さらに、教職員や卒業生などステークホルダーを対象とした寄附募集を試行し、多様な財源確保に向けた新たな道筋を付けた。これらの取り組みにより、収支の健全性を維持しつつ財務基盤の一層の強化が期待できる。

(3)5-4 の改善・向上方策(将来計画)

第三次中期事業計画の達成へ向け、財務面の強化を多角的に進める。まず定員未充足を解決するため、特色を際立たせた入試・広報で志願者層を広げ、納付金収入の安定を図る。研究分野では、URA を核に共同・受託研究を活性化する一方、一元管理体制を整備し、研究に係る進捗を理事会や大学部長会で定例確認できる工夫を行う。寄附金は、卒業生ネットワークを活性化して寄附文化を育成する。これら施策により、中期計画の達成へ向けた、財務面の強化を進める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2)5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

会計処理は、法人本部において一括して行っており、一部小口現金出納に関わる処理事務はあるが、大学事務局としては法人本部の指示通り伝票作成を行うのが役割となっている。

法人本部での会計処理については、「学校法人会計基準」や本法人の定める「経理規程」等に従って適正に行っている。また、処理内容については、定期的に公認会計士のチェック、指導を受けて適正性の確保を図っている。補正予算については、期末近くになって決算数値の見通しが立つ段階になって、予算との乖離の大小にかかわらず、すべての科目について予算額の見直しを行い、補正予算を編成している。

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査については、公認会計士による定期的な監査を受けており、厳正に実施している。

(3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

学校法人会計基準をはじめとする関係法令に則った適切な会計処理を継続して行うため、定期的な点検を行うとともに経理職員の会計知識の向上を図っていく。今後、監査法人・監事・内部監査室の三者による連携・情報共有がより一層重要になると思われるため、定期的な連絡会議等を設けるなど、より密な連携・情報共有できる仕組みづくりを行っている。

[基準 5 の自己評価]

本学園の経営管理と財務は、寄附行為などで定めた枠組みに従い、理事会を中心とする透明で迅速な意思決定と、監事・内部監査・外部監査法人による三層監査により規律と誠

実性が確保されている。使命と建学精神を具現化する中期計画を策定し、毎年度の事業計画と事業報告でPDCAを循環させ、評議員会の意見を反映しながら継続的改善を実施している。大学部長会は教職員の提案を吸い上げ、理事長が両機関に関与することで法人と大学を一体運営する体制を築いている。財務面では授業料収入を基盤に、補助金・共同研究費・寄附など多様な財源を組み合わせ、内部留保を積み上げつつ教育研究費を安定的に配分できる仕組みの整備を進めている。会計処理は法人本部で統一し、定期監査と補正予算編成で適正性と機動性を担保している。さらに、省エネやハラスメント防止、危機管理、情報セキュリティなどのガイドラインを整備し、教職員研修で実効性を高めている。

以上のことから基準5「経営・管理と財務」の基準は満たしていると判断する。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

基準項目 6-1 を満たしている。

(2) 6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学の内部質保証を担保するうえで、「広島都市学園大学自己点検及び評価に関する規程」第2条に「本学の教育研究水準の向上と活性化に寄与するために、教育、研究および管理運営について、自己点検および評価を行う。」と定め、自主的・自律的に自己点検・評価を行うことで、教育研究水準の向上と活性化を促し、本学の使命及び目的の達成につながるよう努めている。

自己点検・評価の実施においては、現在、関連規程を設けて自己点検運営委員会を中心とした自主的・自律的点検を行う体制をとっている。

令和5(2023)年度以降は、「内部質保証のための全学的方針及び手続きについて」に明記した役割分担に基づき、自己点検運営委員会、点検評価実施委員会を適切に運営している。自己点検運営委員会並びに点検評価実施委員会を確実に運営させるため、令和5(2023)年度から令和11(2029)年度までの「自己点検・評価タイムスケジュール」を策定するとともに、自己点検運営委員会規程、点検評価実施委員会規程を改正し、各委員会の所掌事項・開催スケジュールを明記した。

令和6(2024)年度は、第三次中期事業計画を内部質保証の新たな評価軸と位置づけた。また、自己点検評価実施に関わる事務局スタッフを増員し、委員会活動を支援する体制を拡充したほか、内部監査室長配置方針を法人本部で決定し、令和7(2025)年度から監査と質保証を一体化したチェック体制が構築できる準備を進めている。

これらにより、質保証組織は責任と権限を明確に保ちながら、計画達成に向けたモニタリング機能を強化できたと評価する。

(3) 6-1 の改善・向上方策(将来計画)

令和7(2025)年度以降は、データ基盤を整備することで、自己点検運営委員会・自己点検評価実施委員会と大学部長会で共有し、中期計画KPIの進捗を可視化できる体制整備について検討する。内部監査室長の着任後は、監査結果と自己点検結果を突合し、改善提案を翌年度事業計画へ反映させるサイクルを確立する。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

基準項目 6-2 を満たしている。

(2) 6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学の規程では自己点検・評価の周期についての定めはないが、PDCA サイクルを回しながら継続的改善を図るという意味から、毎年 1 回の実施が必要であると判断し、組織的に自己点検・評価を実施している。

令和 6(2024)年度の自己点検・評価は令和 5(2023)年度に整備した方針と手続きに基づき、点検評価実施委員会が主体となって実施した。第三次中期事業計画の行動目標を主要な評価項目とし、各部局が提出するエビデンスやヒアリングを通じて、点検評価実施委員会が評価・分析して委員会へ提供する流れで点検評価を行った。結果は自己点検運営委員会を通じて大学部長会で共有し、達成度の低い項目には即時改善指示を出す予定である。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

自己点検・評価活動においては、日本高等教育評価機構の評価基準及び評価項目を参考に自己点検・評価を行い、この際、根拠資料に基づいた自己点検・評価を重視し、報告書を作成している。自己点検・評価活動においては、自己点検評価実施委員会が主体となって自己点検・評価を実施している。自己点検・評価に必要な基礎となるデータの把握・収集は、自己点検・評価室が窓口となって行っている。

(3) 6-2 の改善・向上方策(将来計画)

令和 7(2025)年度以降は、教務・学生データ等についてリアルタイム更新を行い、各委員会が随時 KPI 達成度を確認できる環境整備について検討していく。併せて、報告書作成支援ツールを開発するなど、一部、根拠資料とのリンクで、自動生成する等して記載ミスを防止する仕組みの整備を進めていくことで、効率化を図っていく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

基準項目 6-3 を満たしている。

(2) 6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

令和 5(2023 年度)においては、内部質保証の始点とも言うべき中期計画について、第二次中期計画(令和 2(2020)年度～令和 6(2024)年度)の進捗状況等について検証を行ったうえで、第三次中期目標・中期計画を 1 年前倒しで策定した。

大学における中期目標・中期計画は、まず目標を設定し、その目標を達成するための計画を立てるものであり、自己点検評価は、その計画が履行できているかを検証するものと考えている。第 3 次中期目標・中期計画には、法人の環境分析、現状分析をはじめとし、具体的な目標を策定し、そのうえで、その目標を達成するための計画を立案した。

令和 6(2024)年度は、教務運営について、学科→学部→大学部長会へと改善事項が段階的に報告・承認される PDCA が定着した。第三次中期事業計画の進捗レビューは、年 2 回、大学部長会で報告され、未達項目については学科長をリーダーとして、ワーキンググループ等が学科内に即時立ち上げる手続きが機能したといえる。さらに、令和 6(2024)年度に採用した IT スキル・リテラシーの高い教務系人材が適宜エビデンスを提供することで、改善策の立案根拠が明確になり、教員・職員の参画意識も高まったと判断する。

(3) 6-3 の改善・向上方策(将来計画)

理事会での第三次中期事業計画の点検結果を大学部長会→学部教授会→学科教員会議へフィードバックし、下位組織が翌年度改善計画を策定する「リーダーシップとボトムアップの循環」を強化する。

【基準 6 の自己評価】

第三次中期事業計画を質保証の共通指標として位置づけ、学長を中心とし、各部局が連動した PDCA サイクルを確立することができた。IR 機能の強化と内部監査室長の配置準備をすすめることにより、計画達成度をデータに基づいて検証し、迅速に改善へ結び付ける体制が整いつつある。なお、新体制の運用安定化と情報共有の迅速化が今後の課題であるが、以上のことから、基準 6「内部質保証」の基準は満たしていると判断する。